

平成 17 年 11 月 7 日

司法試験委員会 御中

法科大学院協会
理事長 佐藤 幸治

新司法試験プレテストに関するアンケート調査の結果について

新司法試験プレテストに関するアンケート調査の結果について、別添のとおり報告をとりまとめました。貴委員会における新司法試験の在り方に関する検討に際して参考にしていただければ、幸いに存じます。

平成17年11月2日

新司法試験プレテストに関するアンケート調査の結果について (報告)

法科大学院協会司法試験等検討委員会

1. まえおき

新司法試験のプレテストが本年8月6日から9日にかけて行われ、法科大学院協会司法試験等検討委員会は、開設以来1年半の法科大学院教育との関係でこのプレテストをどのように評価するかについて、協会の会員である74の法科大学院を対象として、教員の立場からの意見を求めることとした。方法はアンケート調査とし、7月末に調査票（本報告書末尾に添付）を送付して回答を依頼した結果、68校から回答を得た（うち実質回答64校）。夏期休暇中にもかかわらずご協力いただいた会員校の責任者・担当者の方々には厚く御礼申し上げたい。回答結果は、土井真一委員（京都大学）が一覧表に取りまとめ、末尾の自由記述も整理した（別添資料参照）。この報告書は、その取りまとめに基づき、主任において、試験全体及び短答式試験について概括的評価を記し、各委員から示された短答式各分野及び論文式各科目に関する評価を加えて、その全体を各委員の検討に付した上で作成したものである。なお、以下の評価において示されている数値は、各質問項目について無回答の数を除外して計算したものである。

調査の方法や調査票の内容等についてはさらに検討を加える必要があるであろうが、第1回の調査でもあり、ご理解いただければ幸いである。調査は来年以降も継続して行う予定であるので、会員校には引き続きご協力をお願いしたい。

2. 試験全体について

会員校の評価は、問題の水準につき「適当である」と「やや難しすぎる」とする回答にほぼ二分されている。問題の量については、「やや多すぎる」とするものが最も多く、「多すぎる」とする回答をあわせると7割に近い。「適当である」とするものも3割あった。問題の傾向については、「適当である」とする回答が過半を占めるが、「やや実務的すぎる」とするものも4分の1あった。プレテストの試験内容から見て法科大学院の授業に「大きな変更を要する」あるいは「多少の変更を要する」とする回答が6割を超えるが、「変更を要しない」とする法科大学院も3割以上ある。自由記述による回答においては、問題が難しすぎあるいは量が多すぎると学生の能力や法科大学院の教育の適否を判断できない、試験時間が長すぎ学生の身体的負担が大きいといったものがあつた。

3. 短答式試験について

短答式については、分野ごとに回答欄を設けなかったが、選択肢による回答を見ると、問題の水準については、「適当である」とするものが半数を超えるが、「難しすぎる」「やや難しすぎる」とする回答の合計もこれに匹敵する。問題の量についての回答は、「やや多すぎる」「多すぎる」「適当である」の順に多く、前の2つの回答を併せると4分の3を超

える。問題の傾向については、「適当である」とする回答が4分の3で圧倒的である。ただし、短答式試験については自由記述の回答も多く寄せられている。これによると、問題の量が多すぎる、もっと基礎的な点を聞くべきである、判例に依拠した問題が多く、判例の結論を丸暗記する詰め込み型の勉強を助長する恐れがある、パズルのような問題は止めるべきであるなどの意見が多く、総じて、現行試験を大きく改善するものでないとする内容のものが多く見られた。

自由記述欄の記載及び各委員の評価を基礎とした、短答式各分野についての評価は以下の通りである。

(1)公法系

憲法及び行政法の分野全体からバランスよく出題されている点の評価する意見がある一方で、問題数が多すぎるのではないかという意見が多く出されている。出題の形式についても技巧的に過ぎる部分が残っているとの指摘がなされているところであり、毎年度これだけの設問数に及ぶと、過去に出題された問題の利用等を検討しないかぎり、基本的な知識を問うという出題方針を維持できないのではないかという懸念も示されている。内容については、判決理由を正確に記憶していなければ解けない出題がある点に関して、ケースメソッドの成果を問うに相応しいものであるとの評価も見受けられるが、短答式試験においてこのような出題を行うと、知識の細部を問うこととなり適切ではないという意見が多く見受けられた。なお、行政法については、新たに試験科目に含められ現在過渡期にあることから、受験者にとっては難しい出題であると感じられたかもしれない。

(2)民事系

自由記述欄に、判例の知識を問う問題が多すぎる（10校）、分量が多すぎて時間が足りない（8校）という回答が多い。そのほかには、基本的な知識・理解を問う問題にすべきである（9校）、難しすぎる（4校）という意見、条文等の知識を問う出題に対する疑問（3校）、供託や民事執行法・民事保全法・人事訴訟法からの出題に対する疑問（3校）、家族法の問題が易しすぎるという意見（1校）、五者択一にこだわるべきでないという意見（1校）がある。

一番大きな問題は、問題数が多くて1問の解答にかかる時間が短すぎることであり（1問当たり約2分）、問題の水準もやや難しすぎるように思われる。サンプル問題程度の基本的な知識の理解を問う問題が良いのではなかろうか。傾向については、概ね適当だと思えるが、判例の知識を問う問題は、基本的な判例に限るべきであろう。

商法については、2ないし3問程度、やや実務的に過ぎるあるいは六法の参照が許されないわりに細か過ぎるものがあるが、基本的な点を問うものが多く、概ね適切なものと考えられる。

また、民事訴訟法については、条文の知識や細かな論点の確認よりも、基本的な事項に関する見解の対立とその論拠の確認に重点を置くべきであるように思われる。出題数および選択肢の数を少なくすることも、検討されてよいであろう。なお、供託や民事執行法・民事保全法・人事訴訟法などからの出題も排除すべきでないが、基本的

な問題に限るべきであろう。

(3)刑事系

問題傾向、問題の素材については妥当とする意見がある一方、問題数が多すぎることを指摘する意見が相当数にのぼった。刑法では、パズルの要素がみられること（解答に至るまで過大な情報処理あるいは推論過程を要求されること）を疑問とする意見、細かすぎる設問ないし選択肢があることを指摘する意見、判例に照らして正しいものを選択させる形式を疑問とする意見があった。刑事訴訟法の分野では、やや細かい知識を問う選択肢の存在を疑問とする意見のほかは、特に問題点を指摘する意見はなかった。

4. 論文式試験について

(1)公法系

水準について61.7%が適当である、30%がやや難しすぎる、量について67.2%が適当である、27.9%がやや多すぎる、傾向について72.1%が適当であると回答しており、概ね妥当との評価を得ているように思われる。ただ、教員による評価で「やや難しすぎる」あるいは「やや多すぎる」との回答が相当数に及んでいることに鑑みると、むしろ受験生にとっては難しい出題であったとも考えられ、また45.9%が授業内容について多少の変更を要すると回答している点も懸念されるところである。

第1問の水準及び量については、概ね適当とする意見が多数を占めているが、「憲法違反となる疑いがもっとも強いと考えるものについて」という問いかけに関しては、判断の主体や基準等が曖昧であり、その点を明確にすべきであるとの意見があった。また、今回の出題は法律の合憲性を抽象的に検討させるものであるが、より具体的な事実関係の中で憲法問題を考えさせる出題も重要であるとの指摘も見受けられる。違憲の疑いを軽減させる方法を検討させるという設問は、なお問いかけに若干の工夫が必要であるが、基本的には、問題解決的思考を試す意味でよく工夫された出題であると思われる。

第2問については、全国でよく見受けられる素材を用いており、実務法曹として日常的に遭遇する可能性があることから、理論と実務の架橋という法科大学院の理念に沿った適切な出題といえる。ただし、サンプル問題に比べて事例が複雑になったとの印象があり、また参考に掲げられている条文が多すぎるのではないと思われる。

全体を通じて指摘できる点としては、今後、法科大学院教育と新司法試験は有機的な連携を図りながら、相互に様々な新しい工夫を試みていく必要があるが、こうした過程を円滑に進めていくためには、出題の意図や採点の方針をある程度具体的に示し、それが法科大学院教育に反映されるとともに、多面的な角度からの指摘を受けてその改善を図る機会を保障する必要がある。そうでなければ、かつての司法試験のように、その趣旨に反した対応を招く危険があるので、注意が必要であるように思われる。

(2)民事系

問題の水準、分量、傾向とも、64校の6割以上が適当だとしている。しかし、問

題の水準については、4校が難しい、16校がやや難しいとし、あわせて31.3%が、難しいと評価している。問題の分量については、2校が多すぎる、22校がやや多すぎるとし、あわせて38.1%が多すぎると評価している。問題の傾向については、「適当」とする回答（42校）を挟んで、「理論的すぎる」の1校、「やや理論的すぎる」の7校（あわせて12.7%）よりも、「やや実務的すぎる」の13校（2割）が多い。以上に対し、授業内容への影響については、変更を要しないは33校で半分にとどまり、半数の法科大学院が、何らかの変更を要すると考えている（大きな変更を要する1校、多少の変更を要する30校）。

自由記述には、平面的な論点理解では回答できない問題であることを評価する意見（1校）のほかに、融合問題がないことに対する疑問ないし批判（4校）、現行司法試験と異なることに対する批判（2校）、依然として事実分析の比重が過大であり、理論的な分析能力・構成力を問う比重を大きくすべきだとの意見（1校）がある。また、融合問題がないのであれば試験時間を6時間にする必要がないとの意見が多い（5校）ほか、時間に対し読ませる分量が多すぎるとの意見（1校）、論点・問題点が多すぎて時間が不足であるとの意見（1校）がある。

論文式問題については、問題の水準、分量、傾向とも概ね適当だと考える。ただ、第1問の問1（民法）と問2（商法）がともに、事実を法律要件に当てはめる能力をみる問題であり、また、問2（商法）が商法に固有の問題とは言えない。もう少し多様な能力・知識をみる問題、各法分野の基本的な理解を問う問題の方が好ましいと考える。なお、融合問題を出題すべきだとの意見が少なくないが、融合問題に拘束されることにより周辺の論点に関する出題となるのは避けるべきであろう。

商法上の論点としては、役員の注意義務が果たされていたかどうかを資料から判断するということという点にほぼつ着いている。実務能力のある法曹として養成されているかどうかを見るという観点から見れば、試験問題として妥当であるとはいえようが、商法に関する能力を見るという観点からは、十分かは問題であろう。また、その問題の出題意図から、資料が多くなっており、アンケートにおいても、問題がやや多すぎるという回答が多いのもこのことを意味すると考えられる。ただ、問われていること自体は難しいものではなく、アンケートにおいても、レベルについて適切であるという回答が最も多い。また、今後の講義への影響があるとする回答が影響はないとするものとほぼ同数ある。どのような影響かは明らかでないが、資料からの読み取りの訓練の必要性の趣旨かもしれない。

民事訴訟法については、問題の水準、量、傾向、授業内容への影響のいずれについても適当であると考ええる。問題の事案は、連帯保証人（X）が他の連帯保証人（Y）に対して提起した求償金請求訴訟に債権者（Z）が参加して、Xが保証債務を履行する前に主債務が弁済されていた事実はないことを主張する場合に、補助参加の利益が認められるかを問うものであった。教科書で例示される典型例とは異なるが、基本的な知識と論理的な思考力があれば、論点を明らかにすることはできる。参照する資料の量も適切であり、2時間あれば解答は可能である。問1、問2の双方を解答することで、対立するZとYの主張が明らかになるという構成であり、実務的な要素も考慮されている。アンケートにおいては、出題範囲が「補助参加の利益」に限定されてい

ることへの批判もみられたが（自由記述3校）知識のみでなく、事案の理解力・分析力を試すという点で、適切な問題である。

(3) 刑事系

論文式については、水準、量、傾向のいずれの点においても、「適当である」とする意見が多数を占めた（「適当である」との意見は、それぞれの項目について概ね5割ないし7割であった）が、水準が「やや難しすぎる」とするもの、量が「やや多すぎる」とするもの、傾向が「やや実務的すぎる」とするものが比較的目立った。授業内容への影響の点では、「変更を要しない」との意見と「多少の変更を要する」との意見とが、ほぼ半々であった。内容・形式の面に関する個別の意見では、基本的には適切であるとする意見がいくつか見られたが、時間内に解答するには分量・論点がやや多すぎることで、抽出できた論点を採点基準にすると思考力ではなく知識量を試しがちになること、訴訟法に傾いていること等を指摘する意見があった。また、事例形式の点では、証拠資料を示した出題、事実認定でもっと悩む出題を求める意見がある一方、事実関係を拾うよりも刑法解釈の理論的問題を問う工夫が必要だとする意見があった。そのほか、当事者としての可能な論理を問う出題や分野の融合による出題を求める意見があった。出題の形式については、いずれかが絶対の要請であるわけではなく、適切な水準、量、傾向を確保しつつ、受験生の多様な能力が測れるような工夫が凝らされるべきであると思われる。

(4) 知的財産法

アンケートの結果は、水準について77.8%、量については71.1%、傾向については82.2%が「適当である」と回答している。これらの割合は、他の選択科目と比べても相対的に高い割合を示しており、今回の出題が概ね適当であるという評価を受けていると考えてよいだろう。

他方で、傾向については、「理論的すぎる」0%、「やや理論的すぎる」8.9%、「やや実務的すぎる」8.9%、「実務的すぎる」0%となっており、いずれにも偏らない結果となっている。

以上のように、水準、量、傾向については概ね適当であるという評価を得ているにも関わらず、授業内容に与える影響については、「大きな変更を要する」4.4%、「多少の変更を要する」40%、「変更を要しない」55.6%となっており、多少とはいえ、変更を必要とするという回答の割合が高い。知的財産法はこれまで司法試験が実施されることがない選択科目であり、プレテスト対策という面では授業が暗中模索の感がなくもなかったのに対し、今回の出題によりある程度具体的なイメージが掴めるようになったということに起因するところもあるのだろう。

自由回答欄に目を転じると、回答件数が少ないために全体的な傾向を概括することは困難であるが、一部に、難易度が高いという指摘が見られた。内容に関しては、第1問は、独占的通常実施権者の差止請求等の可否という典型的な論点が出題されているものの、請求の相手方には特許権者から許諾を受けている者も含まれており、たとえば特許権者の有する請求権を債権者代位するという構成で差止請求等を認容し

ようすると、相手方が特許権者に対して有する抗弁をもって対抗しうることになる。このような論点にまで踏み込んだ叙述をなしている知的財産法関係の体系書がないわけではないが、ごく一部に止まる。ここら辺りの応用問題が難しいと感じられるもう一つの理由かもしれない。しかし、民法の債権者代位の議論をよく咀嚼しておけば、その種の体系書に接していない者でも十分に解答可能な問題であり、応用力を試すという意味で良問ではないかとおもわれる。

(5)労働法

アンケート結果は、無回答を除き回答校45校を母数とすると、水準について60%、量について84%、傾向についても68.8%が、「適当である」と回答しており、概ね、適当な内容であったと受け止められているといってよい。授業内容への影響については、「変更を要しない」が過半数（55.5%）であるが、「多少の変更を要する」も相当数みられる（40%）。

自由回答では、「難易度・傾向ともに適切で、よく考えられた問題である。」という意見がある一方、問題点を指摘したものも見られた。第1問について、設問が1と2に分かれている点について、適切か、かえって解答しにくくなっているのではないか、問題文の一部をアンダーラインで強調した点について、むしろ受験生にその部分を摘示させるべきではないか、設例として高校教師でなく大学教師としたのは適切か、といった指摘があった。第2問について、通常であれば労働委員会へ不当労働行為救済申立がなされるところ、設問では「会社を被告に訴えを提起する場合」との限定がついている点につき、近時の一部下級審裁判例を参考にしたのかもしれないが、疑問を呈する見解が複数見られた。

また、両問に共通するが、「弁護士としてどう回答するか」という質問のあり方について、裁判官としての回答（判断）と、どのような違いがあるのか、真意がわからないという意見もあった。

上記で指摘されている問題点は、採点基準を公表することによって、多くは解消するものなのかもしれない。

(6)租税法

プレテストの出題は、所得税法と法人税法のごく基本的な規定に関する問題に限られている。問題の形式は、現実の訴訟を意識しつつ、具体的事例に応じて法的な議論を行うことを求めるものであり、いたずらに複雑で技術的になりがちな租税法の問題として、かなり工夫がなされた内容であるといえよう。

これらの問題は、事実の分析能力や法令の解釈適用能力、議論の構成力を的確に試すものになっており、単なる記憶力や知識の量を問うだけに止まらない総合的な能力を求める良問である。全体として、法科大学院における充実した授業を前提に、学修の成果を適切に測定する問題である、と評価できる。

(7)倒産法

第1問は破産に関する問題、第2問は民事再生に関する問題である。清算型、再建型

の倒産手続のそれぞれから出題されており、バランスに配慮されている。内容も、基本的な事項についての正確な理解と応用力を試すものとなっており、適切である。ただし、他の選択科目との関係で、難易度や分量を調整する必要がないかは問題となる。アンケートにおいては、問題の水準について「やや難しすぎる」「難しすぎる」とする回答があわせて42.6%、問題の量について「やや多すぎる」「多すぎる」とする回答があわせて33.3%を占めた。いずれも、他の選択科目に比べて高い割合である。第1問についても第2問についても、設問をもう少し単純にするか、設問の量を減らすことも考えられてよいように思われる。あるいは、同一の事案について、破産、民事再生、会社更生でそれぞれどのような結論になるかを尋ねるという形式も、考えられるのではないかな。

(8)経済法

法務省の「出題趣旨」によれば、いずれも「基本的な出題」となっている。このことは、問題の量、水準、傾向、授業への影響とともに概ね「適当である」との法科大学院各校のアンケート結果からも裏付けられており、その意味では妥当な出題であったと評価できる。ただし、法科大学院の2単位の授業でフォローできるかは議論の余地がある。また、やや実務的な出題だとのきらいがある。このことは、会員校5校がその旨回答していることからもうかがえよう。特に第2問は、弁護士の立場からの依頼者への助言が問われているが、適切な助言を行うに当たり問題文からは明らかでない事項がやや多すぎるように思われる。

たとえば、関連商品間の代替性の程度、競争者間の従来の競争状況、競争者の供給余力、輸入圧力や新規参入圧力、本件営業譲受けに伴う効率性改善の程度、当事会社の経営状況、といった事項は問題文からは明らかではない。本問は、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の正確な理解が問われているが、正確に理解している受験生であればあるほど、問題文に書かれていない要因を答案でどう評価すればよいのか、判断に迷ったのではないかなと思われる。

(9)国際関係法（公法系）

アンケート調査の結果では、問題の「水準」と「量」の評価で「適当である」がそれぞれ75.7%、83.8%であるが、問題の「傾向」では67.6%とやや下がっている。これは、「やや実務的すぎる」が21.6%あったことと関連すると思われる。

第1問は女性差別撤廃条約を題材とした条約の解釈・適用の問題であり、第2問は国家責任法にかかわる設問であって、出題分野のバランス面での問題はなく、また水準・難易度もほぼ適当である。

第1問は、多少細部に踏み込んだ設問との印象を受けなくはないが、実際の裁判ではこうした争点の形成が考えられるので、条約解釈の力量を試すうえでの妥当な問題といえる。かなり練り込まれた設問であるが、他方、長文の参考条文の添付は受験生の過度の負担とならないような工夫が望まれる。

第2問の国家責任法の問題は、それ自体は国際法の重要な一分野であるが、最近の時事問題を連想させる本問が国家責任法に関する出題としてふさわしいものであった

かどうかは検討の余地がなくはない。また、国際裁判への「請求の在り方」を論ぜよとの問い掛けは、問題設定の要の部分であるだけに、もう少し親切に提示してほしかったと思われる。

これは一般的にいいうことであるが、実務的处理能力を試すのも新司法試験のねらいの一つかもしれないが、受験生の習熟度を正に評価しうる設問であることも劣らず重要である。

(10)国際関係法(私法系)

アンケート結果では、水準、量、傾向いずれの点においても、適当であるとする意見が77.8%あるいは86.1%を占めた。いずれも基本的知識の具体的事例への当てはめに関する問題である点と、家族法分野と財産法分野で各1問、国際私法と国際民事手続法及び国際取引法で各1問という出題であるために、水準が「やや易しすぎる」「易しすぎる」、量が「やや少なすぎる」「少なすぎる」、傾向が「やや実務的すぎる」「実務的すぎる」と評価されたのであろう。ただし、授業内容への影響の点では、12.5%が「多少の変更を要する」と回答している。具体的事案の処理により重きを置くための変更であろうか。

自由回答においては、今回の問題が「基本的」で「相対的に簡単」であるとするものがしばしば見受けられた。特に、第1問を「比較的易しい」とするものが多い。他方、第2問については、国際取引法を「意識」してはいるが、「国際取引法固有の問題」が含まれていない点に関し、国際取引特有の問題を増やすべきであるという意見と、国際取引に関し適切な問題を作るのは困難であることから第2問を肯定的に評価する意見とに分かれた。

なお、出題分野につき、国際家族法と国際売買とに固定化されることに対する懸念があり、また、出題形式につき、「どのような問題があるか、といった問題発見型の出題形式」の登場を期待する声もあった。問題発見能力が実務においても重要である上、国際関係法分野には複雑な事案も多いことを考え合わせれば、一考に値しよう。

(11)環境法

第1問は、大気汚染防止法を素材に、公害被害の救済方法につき包括的な理解を問うもので、良問である。ただし、「採り得る手続」(設問1)と「訴訟手続」(設問2)に関しては、民事手続・訴訟や行政手続・訴訟とクロスする可能性があるので、民事系および公法系(うち特に行政法)の出題範囲との切り分けを科目間で話し合っ、明確にしておく必要があるのではないか。

第2問は、問いが漠然としている割に、参照条文の分量が多くて詳しい。参照条文を添付する出題形式はあり得るが、添付されているのが法律・政令ではなく、省令である。省令が重要であるとしても、全国の法科大学院の「環境法」の授業で、そこまで教えることに関して、合意は形成されているのか。出題の対象となる法令の範囲(=「間口」)を明確化しておかないと、受験者にとっては不安である。

また、「考慮しなければならない環境法上の問題点」としては、新司法試験六法に登載予定の法律(たとえば廃棄物処理法や水質汚濁防止法など)との関係のほか、

問題文に登場する A 県と B 町の環境保全・土地利用規制関連の条例や要綱による規制などとの関係は考慮しないでいいのか。上述した「間口」のみならず、「奥行き（深さ）」に関しても、不安解消のために、受験者に対し何らかのメッセージを発して頂く必要があるのではないだろうか。

司法試験等検討委員会委員（50音順）

荒木 尚志（東京大学） 石川 敏行（中央大学） 河上 正二（東北大学）
 小林 量（名古屋大学） 杉原 高嶺（近畿大学） 瀬川 信久（北海道大学）
 土井 真一（京都大学） 長沼 範良（上智大学） 中森 喜彦（京都大学・主任）
 長谷部 由起子（学習院大学） 山中 敬一（関西大学）

ご回答いただいた会員校

愛知大学	大阪大学	大阪学院大学	大阪市立大学	大宮法科大学院大学
岡山大学	学習院大学	鹿児島大学	神奈川大学	金沢大学
関西大学	関西学院大学	関東学院大学	九州大学	京都大学
京都産業大学	近畿大学	熊本大学	久留米大学	慶應義塾大学
甲南大学	神戸大学	神戸学院大学	國學院大学	駒沢大学
静岡大学	島根大学	首都大学東京（東京都立大学）	上智大学	
駿河台大学	成蹊大学	西南学院大学	専修大学	創価大学
大東文化大学	千葉大学	中央大学	中京大学	筑波大学
桐蔭横浜大学	東海大学	東京大学	同志社大学	東北大学
東北学院大学	東洋大学	名古屋大学	南山大学	日本大学
白鷗大学	一橋大学	姫路獨協大学	広島大学	広島修道大学
福岡大学	法政大学	北海学園大学	北海道大学	明治大学
明治学院大学	名城大学	山梨学院大学	横浜国立大学	立教大学
立命館大学	琉球大学	龍谷大学	早稲田大学	

新司法試験プレテストについてのアンケート

法科大学院協会司法試験等検討委員会

1. 貴大学名：_____大学

2. 総受験者数：_____名

3. 試験全体について

問題の水準

1. 難しすぎる 2. やや難しすぎる 3. 適当である 4. やや易しすぎる
5. 易しすぎる

問題の量

1. 多すぎる 2. やや多すぎる 3. 適当である 4. やや少なすぎる
5. 少なすぎる

問題の傾向

1. 理論的すぎる 2. やや理論的すぎる 3. 適当である 4. やや実務的すぎる
5. 実務的すぎる

授業内容への影響

1. 大きな変更を要する 2. 多少の変更を要する 3. 変更を要しない

4. 短答式試験について

問題の水準

1. 難しすぎる 2. やや難しすぎる 3. 適当である 4. やや易しすぎる
5. 易しすぎる

問題の量

1. 多すぎる 2. やや多すぎる 3. 適当である 4. やや少なすぎる
5. 少なすぎる

問題の傾向

1. 理論的すぎる 2. やや理論的すぎる 3. 適当である 4. やや実務的すぎる
5. 実務的すぎる

5. 論文式試験各科目について

公法系

受験者数：_____名

問題の水準

1. 難しすぎる 2. やや難しすぎる 3. 適当である 4. やや易しすぎる
5. 易しすぎる

問題の量

- 1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる
5．少なすぎる

問題の傾向

- 1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる
5．実務的すぎる

授業内容への影響

- 1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

民事系

受験者数：_____名

問題の水準

- 1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる
5．易すぎる

問題の量

- 1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる
5．少なすぎる

問題の傾向

- 1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる
5．実務的すぎる

授業内容への影響

- 1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

刑事系

受験者数：_____名

問題の水準

- 1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる
5．易すぎる

問題の量

- 1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる
5．少なすぎる

問題の傾向

- 1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる
5．実務的すぎる

授業内容への影響

- 1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

知的財産法

受験者数：_____名

問題の水準

- 1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる
5．易すぎる

問題の量

- 1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる

5．少なすぎる

問題の傾向

1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる 5．実務的すぎる

授業内容への影響

1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

労働法

受験者数：_____名

問題の水準

1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる 5．易しすぎる

問題の量

1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる 5．少なすぎる

問題の傾向

1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる 5．実務的すぎる

授業内容への影響

1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

租税法

受験者数：_____名

問題の水準

1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる 5．易しすぎる

問題の量

1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる 5．少なすぎる

問題の傾向

1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる 5．実務的すぎる

授業内容への影響

1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

倒産法

受験者数：_____名

問題の水準

1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる 5．易しすぎる

問題の量

1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる 5．少なすぎる

問題の傾向

- 1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる
5．実務的すぎる

授業内容への影響

- 1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

経済法

受験者数：_____名

問題の水準

- 1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる
5．易しすぎる

問題の量

- 1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる
5．少なすぎる

問題の傾向

- 1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる
5．実務的すぎる

授業内容への影響

- 1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

国際関係法(公法系)

受験者数：_____名

問題の水準

- 1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる
5．易しすぎる

問題の量

- 1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる
5．少なすぎる

問題の傾向

- 1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる
5．実務的すぎる

授業内容への影響

- 1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

国際関係法(私法系)

受験者数：_____名

問題の水準

- 1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる
5．易しすぎる

問題の量

- 1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる
5．少なすぎる

問題の傾向

- 1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる 5．実務的すぎる

授業内容への影響

- 1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

環境法

受験者数：_____名

問題の水準

- 1．難しすぎる 2．やや難しすぎる 3．適当である 4．やや易しすぎる
5．易しすぎる

問題の量

- 1．多すぎる 2．やや多すぎる 3．適当である 4．やや少なすぎる
5．少なすぎる

問題の傾向

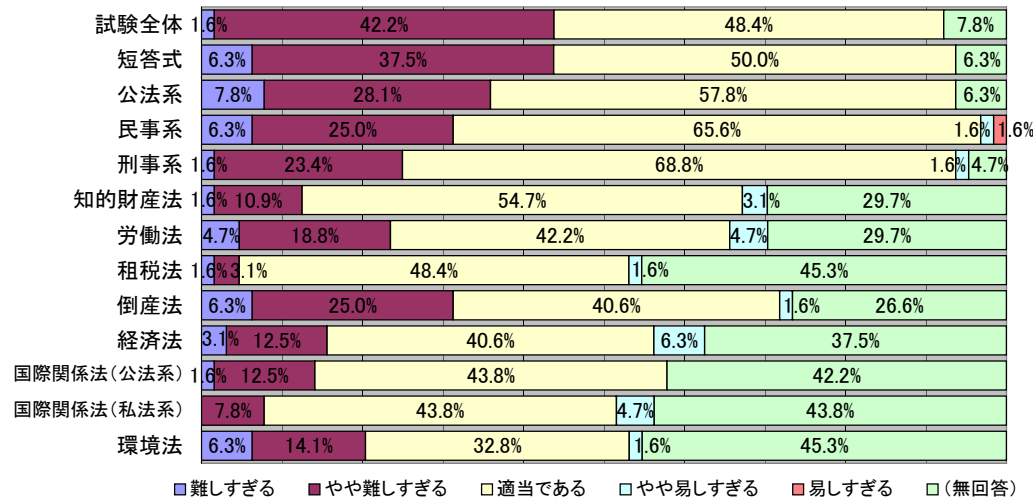
- 1．理論的すぎる 2．やや理論的すぎる 3．適当である 4．やや実務的すぎる 5．実務的すぎる

授業内容への影響

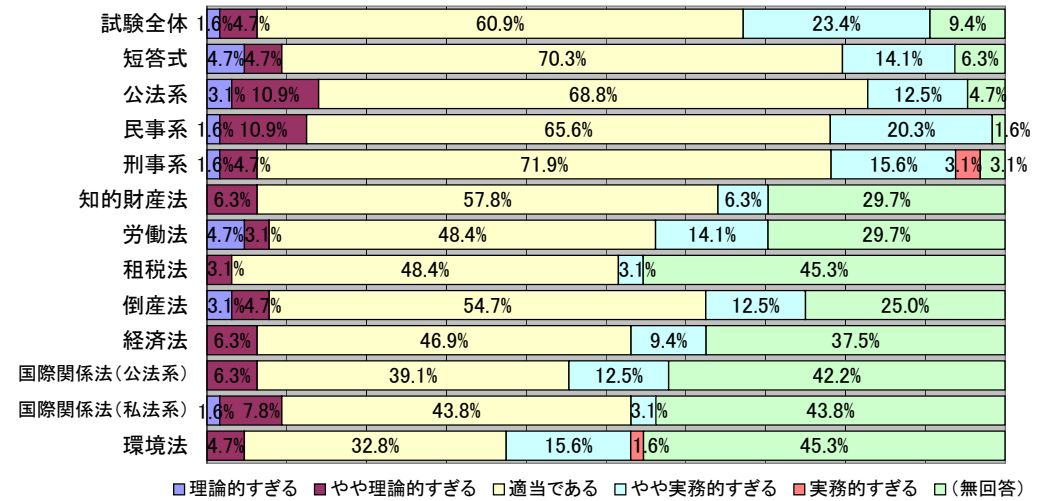
- 1．大きな変更を要する 2．多少の変更を要する 3．変更を要しない

6．その他（お気づきの点をご自由にお書き下さい）

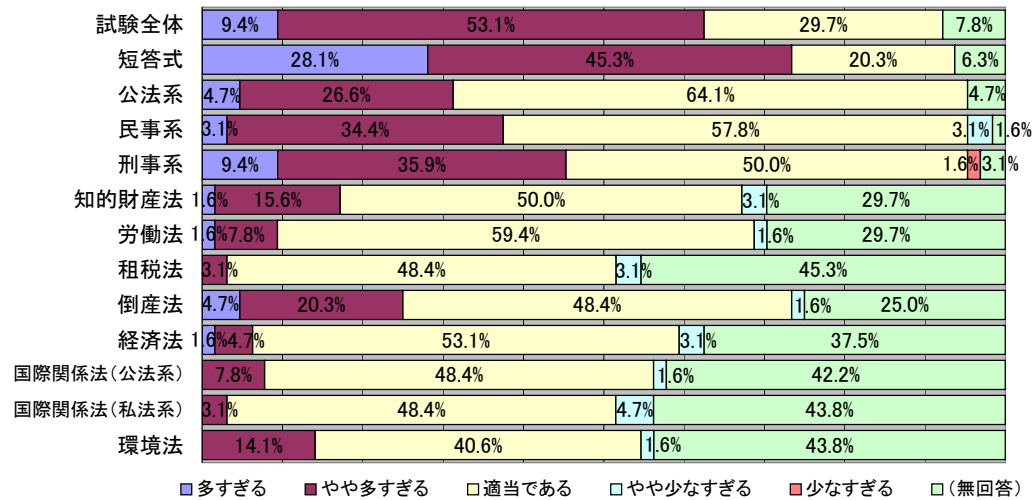
問題の水準



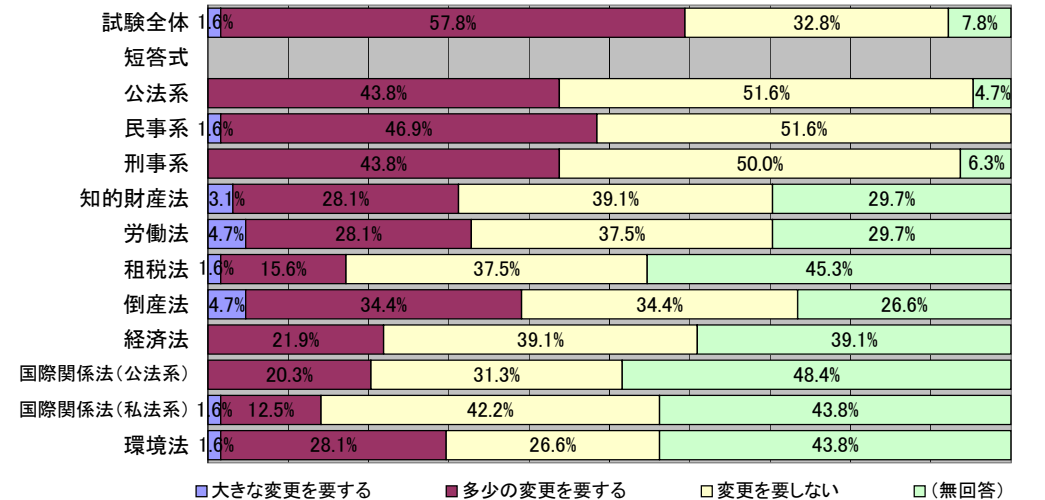
問題の傾向



問題の量



授業内容への影響



		問題の水準						問題の量						問題の傾向						授業内容への影響			
		難し すぎる	やや 難し すぎる	適当 である	やや 易し すぎる	易し すぎる	(無回答)	多 すぎる	やや 多 すぎる	適当 である	やや 少な すぎる	少な すぎる	(無回答)	理論的 すぎる	やや 理論的 すぎる	適当 である	やや 実務的 すぎる	実務的 すぎる	(無回答)	大きな 変更を 要する	多少の 変更を 要する	変更を 要しない	(無回答)
試験全体について		1 (1.6%)	27 (42.2%)	31 (48.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (7.8%)	6 (9.4%)	34 (53.1%)	19 (29.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (7.8%)	1 (1.6%)	3 (4.7%)	39 (60.9%)	15 (23.4%)	0 (0.0%)	6 (9.4%)	1 (1.6%)	37 (57.8%)	21 (32.8%)	5 (7.8%)
短答式について		4 (6.3%)	24 (37.5%)	32 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (6.3%)	18 (28.1%)	29 (45.3%)	13 (20.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (6.3%)	3 (4.7%)	3 (4.7%)	45 (70.3%)	9 (14.1%)	0 (0.0%)	4 (6.3%)	－	－	－	－
論文式試験 各科目について	公法系	5 (7.8%)	18 (28.1%)	37 (57.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (6.3%)	3 (4.7%)	17 (26.6%)	41 (64.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (4.7%)	2 (3.1%)	7 (10.9%)	44 (68.8%)	8 (12.5%)	0 (0.0%)	3 (4.7%)	0 (0.0%)	28 (43.8%)	33 (51.6%)	3 (4.7%)
	民事系	4 (6.3%)	16 (25.0%)	42 (65.6%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	2 (3.1%)	22 (34.4%)	37 (57.8%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	7 (10.9%)	42 (65.6%)	13 (20.3%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	30 (46.9%)	33 (51.6%)	0 (0.0%)
	刑事系	1 (1.6%)	15 (23.4%)	44 (68.8%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	3 (4.7%)	6 (9.4%)	23 (35.9%)	32 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	2 (3.1%)	1 (1.6%)	3 (4.7%)	46 (71.9%)	10 (15.6%)	2 (3.1%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	28 (43.8%)	32 (50.0%)	4 (6.3%)
	知的財産法	1 (1.6%)	7 (10.9%)	35 (54.7%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	19 (29.7%)	1 (1.6%)	10 (15.6%)	32 (50.0%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	19 (29.7%)	0 (0.0%)	4 (6.3%)	37 (57.8%)	4 (6.3%)	0 (0.0%)	19 (29.7%)	2 (3.1%)	18 (28.1%)	25 (39.1%)	19 (29.7%)
	労働法	3 (4.7%)	12 (18.8%)	27 (42.2%)	3 (4.7%)	0 (0.0%)	19 (29.7%)	1 (1.6%)	5 (7.8%)	38 (59.4%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	19 (29.7%)	3 (4.7%)	2 (3.1%)	31 (48.4%)	9 (14.1%)	0 (0.0%)	19 (29.7%)	3 (4.7%)	18 (28.1%)	24 (37.5%)	19 (29.7%)
	租税法	1 (1.6%)	2 (3.1%)	31 (48.4%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	29 (45.3%)	0 (0.0%)	2 (3.1%)	31 (48.4%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	29 (45.3%)	0 (0.0%)	2 (3.1%)	31 (48.4%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	29 (45.3%)	1 (1.6%)	10 (15.6%)	24 (37.5%)	29 (45.3%)
	倒産法	4 (6.3%)	16 (25.0%)	26 (40.6%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	17 (26.6%)	3 (4.7%)	13 (20.3%)	31 (48.4%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	16 (25.0%)	2 (3.1%)	3 (4.7%)	35 (54.7%)	8 (12.5%)	0 (0.0%)	16 (25.0%)	3 (4.7%)	22 (34.4%)	22 (34.4%)	17 (26.6%)
	経済法	2 (3.1%)	8 (12.5%)	26 (40.6%)	4 (6.3%)	0 (0.0%)	24 (37.5%)	1 (1.6%)	3 (4.7%)	34 (53.1%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	24 (37.5%)	0 (0.0%)	4 (6.3%)	30 (46.9%)	6 (9.4%)	0 (0.0%)	24 (37.5%)	0 (0.0%)	14 (21.9%)	25 (39.1%)	25 (39.1%)
	国際関係法 (公法系)	1 (1.6%)	8 (12.5%)	28 (43.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	27 (42.2%)	0 (0.0%)	5 (7.8%)	31 (48.4%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	27 (42.2%)	0 (0.0%)	4 (6.3%)	25 (39.1%)	8 (12.5%)	0 (0.0%)	27 (42.2%)	0 (0.0%)	13 (20.3%)	20 (31.3%)	31 (48.4%)
	国際関係法 (私法系)	0 (0.0%)	5 (7.8%)	28 (43.8%)	3 (4.7%)	0 (0.0%)	28 (43.8%)	0 (0.0%)	2 (3.1%)	31 (48.4%)	3 (4.7%)	0 (0.0%)	28 (43.8%)	1 (1.6%)	5 (7.8%)	28 (43.8%)	2 (3.1%)	0 (0.0%)	28 (43.8%)	1 (1.6%)	8 (12.5%)	27 (42.2%)	28 (43.8%)
	環境法	4 (6.3%)	9 (14.1%)	21 (32.8%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	29 (45.3%)	0 (0.0%)	9 (14.1%)	26 (40.6%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	28 (43.8%)	0 (0.0%)	3 (4.7%)	21 (32.8%)	10 (15.6%)	1 (1.6%)	29 (45.3%)	1 (1.6%)	18 (28.1%)	17 (26.6%)	28 (43.8%)

自由記述欄記載

試験全体	2 頁
短答式試験	
(1) 全体	3 頁
(2) 公法系	4 頁
(3) 民事系	6 頁
(3-1)民法	9 頁
(3-2)商法	10 頁
(4) 刑事系	10 頁
(4-1)刑法	12 頁
論文式試験	
(1) 全体	14 頁
(2) 公法系	14 頁
(2-1)憲法	17 頁
(2-2)行政法	18 頁
(3) 民事系	18 頁
(3-1)商法	22 頁
(4) 刑事系	23 頁
(4-1)刑法	25 頁
(4-2)刑事訴訟法	26 頁
(5) 選択科目	
全体	27 頁
知的財産法	27 頁
労働法	29 頁
租税法	31 頁
倒産法	33 頁
経済法	34 頁
国際関係法（公法系）	35 頁
国際関係法（私法系）	38 頁
環境法	39 頁

試験全体

○総じて、受験生において、現行試験との差を感じないのではないかという危惧を抱くものである。

○プレテストの実施時期が第1学期定期試験中であったため、相当数の学生が受験できなかったことは残念である（定期試験の時間割を調整した結果、時間的な重複はなかったが、学生が定期試験の勉強のため、プレテストの受験を辞退した）。

問題の量は、もっと少ない方がよい。じっくり型に不利である。

法科大学院教育において、理論と実務の架橋が適切になされているかを判断できる良問が出題されることを希望する。また法科大学院の教育が適切になされているかを如実に点数で判断できるよう、極端に難しい傾向の問題を回避していただきたい。理由は、難しい問題だと、教育に関係なく、多くの者が解答できなく、各大学の教育がどうであるかを反映しにくいからである。数回の試験結果を受け、競争原理により法科大学院が淘汰され、社会的にも許容される当初の合格率8割を目指すためにも、ご検討願いたい。

○試験時間が長すぎる。日程がきつい。学生の体調管理も考えるべきではないか。

○プレテストの出題意図及び採点基準の公表並びに詳細な解説をしていただきたい。出題者による出題意図及び採点基準の公表並びに解説がなされないと、出題者の意図とは全く違った問題の解説が受験予備校によってなされ、法科大学院生の学修を誤らせる危険があるからである。

○全体として問題の量が多すぎることを指摘する教員が多数にのぼった。

とりわけ論文式問題の必修科目については、全問解答することが困難であり、適切に受験者の実力を判断できないおそれがあるのではないか。

○法律論は基本的なレベルにして、事実認定論を入れるべき。

短答式試験

(1) 全体

○短答式において、パズル式の問題があるが、現行試験と変わりなく、適当ではない。短答式において、「正解なし」という選択肢があるが、これはやめにすべきである。短答式において、判例にやや頼りすぎである。

○短答問題に、「判例の趣旨に照らし」正誤を問う問題が多い。これは、問題を作りやすいという出題者側の利点があるが、ある程度時期のたった基本的判例に限定して（たとえば、学説上は甲乙両説が争っているが、判例は甲説に立っている場合）出題しないと、判例の結論をだけを丸暗記するという知識偏重の誤った勉強方法を助長することになりかねない。

○短答式はもっと基礎的な誤ってはいけない原理原則をたくさん問いかけるべきである（医師国家試験のような、基礎的なことを誤ってはならない、というスタンスの方が健全である）。

○サンプル問題に比して、短答式試験の難易度のレベルが高すぎる。サンプル問題程度に難易度レベルをさげるべきである。具体的には、平均点が7割程度になるような問題にすべきである。

○1問の解答所要時間は、65秒とのことであるが、時間が短く問題が多すぎる。また、クイズ的な問題形式は止めて、もう少し正攻法の問題形式とすべきである。

○現行司法試験よりもむしろ単純な知識偏重であり、問題数が多すぎる。早晩、作題に困難が生じ、枝葉末節の知識を問うような出題となりかねない。また、「判例の趣旨に照らし」正しいか誤っているかを問う問題が多く、基本判例を正しく理解し、身につけることが重要であることは否定しないが、学生が判例のみを重視し、基礎理論を軽視するようになりかねない。短答式試験がこの様な傾向であれば、早晩、法科大学院に知識詰め型の教育を強い、または最新判例の解説等を予備校に求めるようになることが懸念される。問題数を大幅に少なくし、法律家として最低限知っていなければならない基本的知識と基本的な考え方を問う問題を出題するようにすべきである。

○短答式試験について、判例を基準にして判断させる問題が多すぎる。判例中心の学習に陥る恐れが生ずる。また、問題全体の傾向からみて、予備校介在の生ずる余地が懸念される。

短答式試験と論文式試験が同時に行われることを考慮すると、前者の水準と量について検討して頂ければ幸いである。

○短答式の問題は、判例についての知識のみをきく出題が多数みられ、判例と法律を同じレベルで捉えるという現在の学生の一般的傾向を助長させるばかりか、判例の丸暗記を強いることにより、教育上の弊害が危惧される。

○出題する側は問題を作成する時「こんな簡単では誰でも答えられる」と思いがちだし、張り切って作成に当るのは分かるが、現実には出題者が思うほど受験する側にとっては簡単ではない。特に、択一問題は、もっと基本的な問題にするか量を少なくするかしたほうがいい。細かい知識が問われるような問題は詰め込み教育の温床となるだけなので、避けてほしい。出題者にとって少し簡単すぎるかも？と思えるぐらいがちょうどいい（ごく少数の優秀な人物を選ぶ試験ならともかく、そうでないなら）。

受験生より、択一は現行試験とコンセプトが変わっていないので、授業で択一の訓練をして欲しいとの意見がありました。そもそも新司法試験の内容を変えなければ法科大学院制度を創設した意味がなく、法科大学院が予備校化するばかりです。日本の法学教育にとって、また、法学研究にとって、悪影響を及ぼすのみであると考えます。

- 短答は、基本的知識の確認にすべきである。

- 短答式問題は技術的に過ぎ、予備校の暗躍を助長する可能性がある。

- 短答式は解答すべき数が出題形式の工夫との関係で増加しており(過大となっており)、単に処理能力の問題として切り捨てられるレベルを超えている(刑事法)科目がある。問題処理技術という意識を学生に与えることのないように考慮いただきたい。

- 短答式の問題量が多かったように思います。学生からも短答式の問題を解いてぐったりしてしまって、次の日が辛かったという感想が寄せられました。短答についての勉強は、予備校の詰め込み式の勉強に頼ることになってしまうのではないかという感想を持ちました。学生も同じことを言っていました。

- 「短答式試験」の出題形式について

短答式試験の「正しいもの(または、誤っているもの)はいくつあるか」という形の出題は、ふたつ間違っただけで結果的に正解数を当てた人の成績がひとつ間違っただけで正解数を間違えた人の成績よりよくなる結果を招き適当でないように思います。また、全問正解しないと0点になってしまうような問題よりも、部分点を出して到達度を探ることのできる問題のほうがいいのではないかと考えます。

総じて、組み合わせで回答させるような「パズル」的な問題は避けて、1問ごとに正誤を答えさせる問題に統一したほうがよいと思います。

(2) 公法系

- 公法の短答問題は、求めている知識が細か過ぎる。時間に比して問題数も異常に多い。短答式試験についてこのようなものだというイメージが法科大学院生の中で定着すると、学生たちは以前のようにただ機械的に知識を詰め込む勉強に走る恐れがあるように思う。

- 同じ正誤問題であれば、3つの○×の組合せの八択に統一する(もしくは二択を3つ重ねる)とか、5つから適当なものを2つ選ぶ形式なら、正しい組合せを10の選択肢から1つ選ぶ形に統一する(正しいものが1つや3つの場合がある設問では、選択肢の精度が相当高くないと設問として成立しなくなる危険が生じるので、あまり賛成できない)など、解答形式で受験生を惑わさないように配慮して戴きたい。

正誤問題の基準が判例なのか通説なのか、それとも論理必然に導き出されるものなのかについて明確にし、漠然としているときには「適当なもの」などという指示で区別して欲しい。短答式では、どちらかと言えば基本理解に重点をおくべきであろうから、憲法と行政法の融合問題に拘るべきではない、と考える。

時間的には問題量は適当であるが、試験全体が体力勝負になりかかっていることを思うと、時間も問題量も微減させる方がよいのではないかと(もし、択一と論述を一時期に行うというのであれば)と思う。また、択一と論述の間に、択一合格発表と2週間程度の間隔をおくというのも検討できるのであれば、検討して戴きたい。

1時間30分で40問(1題あたり2分25秒程度)ということからすると問題文がなお長文に

過ぎるように思われる。とりわけ行政法問題の参照条文や第 39 問に見られるような判決文と参照条文があげられている設問は、受験生にとってあまりに負担が大きいと思われる。

出題形式については、「択一方式のみによらず」との方針を受けて、工夫（苦心）の跡が窺えるが、多様化を求めるあまり、とりわけ初めてチャレンジする受験生を戸惑わせるべきではない。

問題については、憲法と行政法とにまたがる問題や融合問題の比率が先に示されたサンプル問題と比べると低下した上で、憲法の比重が若干増したとの印象を受けるが、この点は、受験生への当面の配慮として好意的に評価したいし、この比率がどのようになるのかについては是非とも公表してもらいたい。

○一定の時間内に解答するという事を考えると、問題数と難易度のバランスが図られるように十分に配慮して出題する必要がある。なお、今回のように出題数を多くする場合には、過去の出題との重複出題を認めないと、知識の細部を問う出題や技巧的な出題形式になる傾向があるので、その点も検討していただきたい。

○短答につき、分野に偏りがなく、万遍ないことが評価できる。

法科大学院（特に二年次以降）では、いわゆる憲法訴訟論に教育が偏る傾向にあるとおもわれるが、統治の国会・内閣・地方自治につき出題されているのは、そうした偏りを是正することにもなるかも知れない。政治部門の出題数、レベルを一定以下に落とさないでほしい。

人権分野も万遍ない出題で、レベル的にも概ね評価できる。

レベルはサンプル問題より上がった気がするが、概説書や百選によるダイジェストレベルでは歯が立たない、実際に判決文全体を、しかも深く読まねば解けない出題が多くあり（例：3 問、37 問、39 問）法科大学院におけるケースメソッド学習の成果を問うに相応しいものになっており、大変評価できる。

反面、法解釈というより実質、国語力を問うような問題（例：24 問後半や 29 問）やレベル的に法科大学院の修了者を対象とするには簡単すぎる出題（例：12 問）などがあり、疑問視される。むしろ上述のような問題を中心とすべきでないか？

○総合的にみると内容や水準などは良い問題と思う。ただし、判例に比重がかかりすぎている。最高裁判例のかなり細かい部分まで読み込んでおく必要があり、判例百選に掲載されている程度の判旨を理解していても正解が出しにくい問題がいくつかあった。また、複数の正しい答えがそろわないと問題として正解にならない（点数がつかない）類の問題があった。現行試験の短答式のようなテクニカルな部分がまだ残存しているのは改善の余地があるのではないかとと思う。

○短答式試験（公法系・憲法関係）は、解答のさせ方が複雑で（旧司法試験の問題点を引きずっている）改善の余地がおおいにあると思われる。基本知識の確認が主目的なのであるから、この点はシンプルにし、一定の統一的な形式で行うべきである。

○一部に解答に時間を要する問題があり、全体として問題数がやや多いのではないかとと思われる。刑事法系ほどではないにしても、改善の余地があるのでないか。判例や条文の丸暗記が重要であるというメッセージを発出することにならないように出題を工夫されたい。

○(1)「五択」でなく「八択」=3つの文章の正誤を独立に訊くものが多いが、これは、工夫された形式であるということができ、このスタイル自体は妥当だと思う。しかし、この形式をとる以上、正誤が明白でなければならず、解釈次第でどちらともとれるような出題は絶対に許されない。ところが、今回のプレテストはこの点で非常に疑問点が生じる問題が少なくなかった。

つまり、正誤の判定が微妙な言い回しが目についた。「原則として」とあったり「……の場合もある」として、その命題の正誤を訊くが、教科書の記述だけで判断するか、さらに詳しいコメント等参照するかによって判定が変わりうる。それでいて、独立に正誤を決定しなければならない。とくに行政法は著者によって教科書の記述に大きなばらつきがあり、知っている限り誰もが正誤を容易に判定できるものであるべきである。（例：第13問のイ、第21問のウ、第28問のア、イ）

(2)「基本的な問題を多く出題」することになっていない。「枝葉末節的な問題」も出されている。このことを、(1)で述べたような独立して正誤を判断することが求められている形式と併せて考えるならば、受験生の負担は極めて大きいものがある。（例：第40問のウ、第6問のイ）

(3)判例を訊く問題でも、百選で引用されている部分でなく、抜け落ちている部分についてあえて訊いている問題がいくつかあった。百選よりも、判決文を読めということだろう。だが、細かすぎる出題もある（例：第17問）。

(4)問題文の意味がわからないものが目立つ。「一定種類の処分」とあるが何を念頭においているのか不明だし（第28問のア）、「法律関係を形成する処分」とあるが何をさしているのか不明である（第28問のイ）。これらは、出題者は何かを念頭においているのだろうけれども、こちらとしてはいろんな解釈が可能である。(1)で述べたような独立して正誤を判断することが求められている形式なので、はっきりいってこのような出題は悪問としかいいようがない。出題委員どうして事前に解いてみたのか疑わしい。

以上に加えて、次のことを指摘しておく。

(1)「短答式の出題内容と法科大学院のカリキュラムの段差」に全国の受験生は惑わされるだろう。

(2)短答式科目は「3科目から7科目に拡大」したのだから基本的な問題を出題するのでなければ受験生の負担はきわめて大きい。受験生は、選択科目はとにかく負担の少ないものを選び、また受験科目以外の科目の学習はおろそかにされることが懸念される。

(3)民事系

○民事系の短答式問題で、民事執行法の知識まで要求されている（第21問）。現在より多くの知識が要求することが適切かは、検討の余地がある。

○民事系については、問題の水準＝やや難しすぎる、問題の量＝やや多すぎる、問題の傾向＝やや実務的にすぎるといふ回答である。以上に関して、判例・条文の知識を問うものが多いし、かなり細かいという印象があるという意見があった。商法については、難しすぎたり実務的すぎるといふことはないという意見があった。

○家族法の問題が、財産法の問題と比較して易しすぎるように思います。

判例に関する知識に問題が偏っており、丸暗記を助長しかねないのではないのでしょうか。論理的思考力を問う問題をもっと増やしてもよいのではないのでしょうか。

○短答式民事系科目は、基本的な知識・考え方ができるかどうかを見るべきで、最近の現行試験よりはよいが、もう少し古い時代の試験に近くてもよいのではないか。

○短答式試験については、サンプル問題に比して、難易度がより高まり、現行司法試験における短答式試験と同じような傾向になったというのが率直な印象である。

判例の趣旨を問う出題形式が多すぎる。判例の準則が現行法の内容を形成しているような部分では、「判例の趣旨によれば」という問い方をせざるを得ないところもあるが、全体として、

やや細かい判例の知識を問いすぎている傾向が強い。かつ、判例に対してどのような批判があるか、問題点はどこにあるかなどを問うものとなっていないことから、判例の結論を正確に暗記することが最も重要であるという「誤解」を生じやすく、実務追随型の学習態度を促すおそれがある。

5 者択一の形式にこだわりすぎている。そのために、組み合わせの可能性が限られることになり、問いの作り方、解答の仕方も不自然なものとなっている。たとえば、単純に、「以下の選択肢の内から、正しいものを2つ選んで記入しなさい」というような問い方をすれば足りるのではないか。

一部で融合的な出題があるが、多くは民法、商法、民事訴訟法の各分野から別々に出題されており、民事系の出題者が全体的に意思統一を図って出題の工夫をしているのか疑問である。

法科大学院で教育される最も重要かつ基本的な部分について、基本的な知識と理解を確認することが短答式試験の目的であるが、基本的な部分が薄く、それを前提とした派生的かつ知識偏重型の問題が多いのではないかと。今回のような出題傾向は、知識習得型の勉学を助長する結果となることが強く懸念される。

出題者は、自分が所属している法科大学院の教育内容に照らして、それを適切に反映する出題となっているかどうか、これまでの短答式試験とは離れて、問題内容を再検討する必要があるのではないかと。

短答式は、問題が難しすぎるし、細かすぎる。また、単に条文の知識のみを問う問題もあり、新司法試験としては適当ではないと考える。より基本的な知識を前提として思考力（応用力）を問うような問題が適当だと考える（問57のような問題が良いのではないかと）（実務家教員）

全体に量が多すぎ、かつ細かなところを聞きすぎているのではないかとと思われる。特に他学部から入学した未修者コースからの受験生については、論理的思考とバランス感覚に優れた優秀な者がいるが、枝葉末葉の知識には富んでいない者が多い。これから他学部出身未修者に積極的に法曹へ進学を促し、他分野の専門知識にも通曉した法曹を育てようとするのであれば、短答式試験はもっと基本に絞った問題に重点を置き換えることが必要なのではないか。この度のプレテストの短答式問題内容では従来の司法試験問題とその基本的発想においてなんら変わらないものと受験生には受け止められかねないのではないかとと思われる。

三年間ないし二年間の法科大学院の講義・演習では、基礎を押さえつつもより実践的な応用力や柔軟な思考力の彫琢に力を注いだものとなっている。しかし、この度の短答式試験問題にも即応する講義・演習となると、大きな軌道修正を迫られるのではないかとと思われる。このままでは司法試験予備校の必要性を知らしめる結果を招来しかねないのではないかとと思われる。さらにまた、「判例の趣旨に照らし」という限定が付されているにせよ、学説上大きな争点となっており帰趨の定まっていない問題を設問とすることは適切であるかどうか、疑問なしとしない。また、判例の「結論」のみを知っておれば答えることのできる設問・選択肢は、法科大学院の設立趣旨からみても適当とは考えにくいのではないかと。

○短答式試験 350 点満点のうち、商法が 38 点、民事訴訟法が 40 点しか配点されていない。公法に比して、バランスがとれていない。

○民事系科目について、短答式試験問題はやや難しいが難しすぎるとはいえず、この程度の問題の方が、真剣に勉強すると思われる。

○理論的すぎるくらいがある問題があるほか、条文の知識さえあれば解答できる問題が少なくない点に改良の余地があるように思われる。また、クイズ的な問題形式や相互の関連性が乏しい小問が混じっている点も気になる。

○民事系科目の短答式試験について、問題数ではなく、一つの問（選択肢も含む）における文

章が長く、全体として問題量が多く、判例の趣旨に照らしての正誤を問う問題が頻出している。このような内容と質の短答式試験に向けては、判例つき六法に出ている判例について、要旨だけを覚えさせて十分訓練を積ませ反射的に解答が出てくるようにする必要があると感じた。

短答式試験だけで不合格とする「合格ライン」がどうなるかによるが、問題文の分量の削減と、判例の趣旨に照らさなくても解答できる問題の相対的増加を望む。立証責任を問う問題も出題されているが、その内容と割合は適当である。短答式試験の「合格ライン」が高得点で引かれれば、最終的合否の総合評価の比重において、短答式試験のそれは、論文式試験のその4分の1であっても、教育または試験準備において、上述の意味での訓練にかなりの時間と労力を割かねばならない。それは、頭に入っている単なる知識を増やすだけの教育または試験準備である。論文試験で大勢が決まる試験運用が妥当と考える立場からは、短答式試験の問題文の分量の削減と、判例の趣旨に照らさなくても解答できる問題の相対的増加を望む。

○ 短答式の問題は、ほとんどが、条文と判例の要旨を知ってさえおれば、簡単に答えられるが、判例を知らないと、時間内で解答するには困難なものとなっている。

判例を重視するのは結構だが、判例の要旨ではなく、事実を読み込んでいのかどうかを判断すべきであり、要旨だけを暗記していれば解けるという問題は避けるべきではないだろうか。このような出題がなされると、法科大学院の教育内容が、批判的・創造的な思考力を養成することから、判例の要旨を無批判的に受け入れ、金科玉条のように扱う方向へと変化することになりかねない。

出題の意図をはっきりとさせ、判例の要旨の丸暗記で済む問題ではなく、条文と重要な判例の事実と要旨を組み合わせで自分の頭で考えるとおのずから解けるような問題を出題すべきであると考ええる。

例えば、第6問は、重要な問題ではあるが、残念ながら、予備校の参考書を読んでも、簡単に解ける問題となっている。

法科大学院での講義が、従来の理論偏重ではなく、事実を重視した上での、理論教育へと向かっているかどうかを判定する上でも、新司法試験の問題として考えるのであれば、後順位の抵当権者は消滅時効を援用できないとした平成11年判決の結論は、ことによると、暴力団がらみの事件であったことが影響しているかもしれないのであり、単に、時効を援用する「直接」の利益を有するか、「間接」の利益を有するに過ぎないかという、従来の議論では、この結論を十分に説明することが困難となっている点を考えさせる問題にすべきであったと思われる。

問題作成の困難さは理解しているが、今回の短答式の問題は、大学院教育を予備校教育へと逆戻りさせる危険性を有しており、出題の意図を含めて、再検討を望むものである。

○ 六法を見ればすぐ分かる(とくに最高裁規則のような)細かな知識は問う必要性に乏しく、そのような問題ではむしろ暗記型の勉強に走ってしまう弊害の方が大きいのではないのでしょうか。論文式試験の採点のための足切りと割り切れば、基礎的・基本的な知識の有無の確認で十分と思われます。

設問中の法律用語が正しく使われていないのが気になりましたし(例えば、第72問ア 被成年後見人)正解なしの問題はいかなるものなのでしょうか(例えば、第63問で正解と思われる「ア、エ」の選択肢がない)。

解答方式がバラバラですが、受験生を混乱させないためにも、統一するのが望ましいのではないのでしょうか(例えば、第65問と第66問のように、正しいものを2つ選ばせる方法として、前者は正しい選択肢を2つ選ばせる方法であり、後者は正しいもの2つの組合せを選ばせる方法になっています)。これでは、解答に当たり、本来問われるべき記述内容の正誤のみならず、解答方式についてまで受験生に余計な神経を使わせることになりかねません。あくまでも2時間30分で74問の解答を求めるのであれば、問題内容の検討に集中させるためにも、単純に正しいものまたは誤っているものを1つ選択させるやり方で十分です。

適性試験に近い問題はいかなるものか（例えば、第 67 問）、短答式は単純に基礎的な知識の有無を問うものでいいのではないのでしょうか。

民事執行・民事保全法および人事訴訟法の知識まで要求する必要があるのか疑問です。基本 6 法の専門知識で十分です。

○ サンプル問題よりも、解答時間が長くなるような出題になっているので、もう少し分量を減らした方がよいのではないかと。

○ 民事法系を以下の三分野に分けて意見を述べる。

（民法）

大多数の問題に判例の見地が使われて、かなり難解となっている。標準的なテキスト、判例百選等に紹介引用される判例程度にされたら適当かと思う。

（商法）

全体的に、たいへん難しい。細かすぎる問題も少なからず含まれている。最も詳細で分厚いテキストを使って満遍なく学習していても十分に解けないような問題が多い。会社法は最近大改正されたばかりで、そのようなテキストは未だ存在しない。少なくとも来年は、改正前の知識でも解けるような平易でかつ基礎的な問題にすべきである。

（民訴法）

適当であると思う。

(3-1) 民法

○ 民法の短答式問題の中に、従来の授業では扱っていない特別法に基づく実務的知識を問う問題が含まれている。たとえば、供託法に基づく供託実務の詳細（第 21 問）。このような知識も実務家にとって必要だから法科大学院で身につけておくべきということであれば、カリキュラムの内容に入れることは可能であるが、その場合は、試験の対象と含まれる実務的手続の内容を明らかにしていただきたい。

○ 短答式の問題については、もう少し基本的な点を問うて、初歩的な理解の不十分な者を選別する方向にした方がよい。今回のプレテストの出題に関する限り、現行の短答式と比べてそれほど大きな差が無いように感じられてならない。この種の問いだと、受験技術に秀でた者に高得点を得させることになるのではないかと（旧試験と同じではないか）と思う。もっとほかに聞くべき基本的事項は沢山ある。

○ 1. 短答式の〔民事系科目〕の問題数は全部で 74 題（74 問）です民法以外の問題の難易度はわかりませんが、単純計算すれば、1 問あたりの配当時間は 2 分です。民法についていえば、比較的やさしい（時間をかけないですむ）4～5 問を除けば、各問題はそれぞれが、時間をかけて検討吟味して各選択肢の当否を判定するに値する内容であるものがかなり多く含まれています。ことに関係当事者の関係を図解したい内容の場合は、それだけ時間を要します。

結論として、平均的にみても 1 問に 2 倍（4 分）近い時間が欲しいところです。その理由は、短答式試験の目的にかかわります。法科大学院の教育・学習の理念は単なる知識の詰め込みや、判例・学説の丸暗記と条件反射的復元能力の涵養ではなく、じっくり考え、事柄や法命題の当否、妥当範囲、その根拠などを理解し、考える能力を培うところにあると考えます。そうした日頃の学習成果を判定する上で、今回の 1 問 2 分の時間配当はあまりにも少ないと言わざるを得ません。

2. 出題内容で疑問を抱いたのは〔第 20 問〕です。

事案の内容を整理し、図解して時間的關係を理解しようと努めましたが、相当の時間を費や

してもなお不可解な点が残りました(私の知識と能力不足のせいかもしれません)。問題文に「Aが失踪宣告を受け、唯一の相続人である妻BがA所有の甲土地及び乙土地を相続した。Bは、相続の1年後に、・・・」とありますが、そこでいう「相続した」とか「相続」とは、失踪期間満了(普通失踪の場合)時における相続を意味しているのか、失踪宣告後に行う相続登記をしたことを意味しているのか、それとも、失踪宣告時に相続したという意味なのか。「相続の1年後に」とあるだけに、これらのいずれの時点を基準に考えるかによって、答えは全く異なる。「Bは、相続の1年後に、甲土地を・・・Cに売り渡し」とあり、「失踪宣告後、11年が経過し、失踪宣告が取り消された。」とあり、そして、選択肢の「ウ」では、「CがBから甲土地の引き渡しを受けて平穏かつ公然に現在まで占有を継続しているときは、」とあるところをみれば、「相続の1年毎」とは「失踪宣告の1年後」を指し、出題者は、失踪宣告によって相続が開始したのだから「失踪宣告時＝相続時」だとの前提でこの問題を作成されているということが、漸くわかってきた次第です。

次に、選択肢「ア」において、Aは失踪宣告時には生存しており、「その3年後に死亡した事実が判明して、失踪宣告が取り消された場合、B、C及びDがそれぞれの売買契約の当時、Aの生存を知っていたとしても、」とありますが、〔第20問〕の説明文において、「Bは、相続の・・・、5年後には、乙土地を・・・Dに売り渡し代金を受領した。」とあるところ、失踪宣告の3年後にAが死亡しているにもかかわらず、相続(＝失踪宣告)の5年後におけるB-D間での乙土地の売買契約の当時、B、Dが「Aの生存を知っていた」ということは、ありえないのではないかと。もし、ありえないとすれば、ありえないことを想定して設問するのは適切ではない、と考えます。

それとも、このような設問においては、「それぞれの売買契約の当時」とは、冒頭の説明文にある「相続の1年後」だとか、「5年後」を無視して考えよということなののでしょうか。

(3-2) 商法

○法令集を参照しないで答える問題としては、技術的・実務的に過ぎるものが多いように見受けられる。

(4) 刑事系

○刑事系の短答式問題は、問題数が多すぎる。

○刑事系に関しては、問題が多すぎ、かつ、難しすぎるとの意見が強く寄せられた。

○問題量があまりにも多すぎる。90分間で40問を処理するのは無理である。ほとんどの受験生が一部の問題について「当てずっぽう」の解答をせざるをえないこととなり、結果として学力を適切に測れなくなる。解答に至るまでに二重、三重のプロセスを要求するような問題はあってもよいが、1問あたりの分量を減らすべきである。このままでは、合格者の平均得点水準がかなり低いものになる。

日本語として不適切な表現が見られる。刑事系第5問「給付者が民法第708条により返還請求できないからといって、その所有権は飽くまでも給付者に帰属し、受給者には帰属しない」は、理解が困難である上、「飽くまでも」の表記も一般的でない。

一部であるが、判例の結論の記憶のみを促しかねないもの、及び些か細かすぎる知識を問うものが含まれている点は再考の余地あり。

○短答式刑事系科目は、もう少しパズル的な要素を減らして、時間的にも余裕を持たせた方がよい。

○問題傾向については妥当と思うが、内容はやや難しすぎるのではないか。時間的關係から見て1時間30分できちんと考えた上で解答を終えるのは学生としては、かなり困難ではないか。試験時間に比して、パズル的な論理操作を要する問題が多いのではないか。

正誤の個数を問う問題が多いが、これは受験生不必要なプレッシャーを与えるのではないか。また、その際の正誤の基準として、論理的な正しさだけでなく、判例の知識を直接問う問題もみられることから、結局は知識自体を問うことにならないか。

なお、第17問は必要性に疑問のある情報処理を要求していると思われ、第1問、第4問はいささか細かい判例知識(判例六法には掲載されていないレベル)を要求している部分があるのではないと思われる(第4問ウ、オ等)。

議論の余地が残る問題について一義的な答を求め、あるいは、判例や規則等についてやや細かな知識を求めすぎているのではないと思われるものも含まれている。

各論と総論のうち刑罰に関する部分の比重が大きく相当な知識量を要求する問題となっているので、短答式のための特別な勉強が必要となり法科大学院の本来の教育内容を歪める危険性がある。

刑事学、刑事政策など、刑法・刑訴以外の知識をも問うものについては、出題対象となりうる法律範囲の明示が予めなされることを希望する(監獄法につき新旧いずれの法律が出題対象となるのかも明示を希望する。)

○(1)実体法の問題は、素材そのものは比較的基礎的なものであると思われるが、パズル的な設問(プレテスト第11.12.16.17問)が目立つ。このような問題を解かせることは——それが仮に論理的思考の鍛錬に役立つとしても——試験対策的指導を助長させる危険を孕むものであり、適切性に疑問がある。

他方、実体法分野については、常になくはないという趣旨ではないが、刑罰論の基礎・学派の争い・刑法史(もとより、通常の講義で触れられるであろうものに限るが)などの設問があってもよいように思う。

なお、従来型と比較したわけでないが、時間に比して分量が多いように思える。

(2)訴訟法の問題は、比較的基礎的でパズル的なものもなく、特に問題を感じなかった。但し、今後の課題としては、基礎理論とそれに関わる簡単な歴史的知識(例えば嫌疑刑の禁止と疑わしきは原則、新旧刑訴法の訴訟構造など。もとより、通常の講義で触れられるであろうものに限るが)を問うものがあってもよいように思う。

○「刑事系」短答式試験の「問題の傾向」について、細かい点を問うものがあり、やや実務的な傾向にあると思います。

○問題の多くは、実務家としては、当然知っているべき判例や条文の知識を試したり、基礎的な概念・理論に基づく論理操作を行うことで正解に至り得るものであるが、中には、実務上重要ではあるがロースクール生にとっては細かすぎる問題(第1問)、かなり細かい知識を要求させる問題(第20問、第22問)もある。こうした問題が出るとなるとロースクール生は、短答式試験のために刑法・刑訴法について広く浅い暗記中心の勉強をせざるを得ない結果となり、幅広い周辺領域の知識の修得を最初から諦めてしまう可能性も否定できない。

また、回答を求める形式もかなり複雑で、限られた時間で正解に到達するには、ロースクール生に対して短答式試験の解答形式に対する訓練を強いる結果となりかねない。そうなると、結局、ロースクールの理念から離れた試験対策が合否を大きく左右する結果となりかねない。それとも関連するが問題文に曖昧なものがあり、解答者としては問題文をどこまで深読みすべきなのかで迷うものもある。

短答式試験を足切りに使うという性格上、差をつけるために問題を難しくする必要はある点は理解できるが、本質的でない部分で差がつく問題は弊害をもたらす危険性もある。この点でさらに工夫が必要だと思われる。知っていれば望ましいとはいえるが、修習時ないしは実務についてから確実なものにしていけば足りるような知識についての問題は、余り細かい知識を問う問題は避けるか、数を限り、基本的な原則や確実に知っていなければならない知識から推論をしていくことが可能な問題をより多くしたり、設問の在り方を工夫するなどしていくべきと思われる。

○ 解答に時間を要する問題が多く、受験者の多くにとり、制限時間内に全問に解答することは困難だったのではないかと。プレテストの結果を踏まえて、問題数の縮減や出題形式の変更など、改善策が講じられる必要がある。とくに出題形式については、いわばクイズ的とでも評すべき複雑なものがあり、組み合わせを考える際にケアレスミスが生じやすいなど、真の実力を試すのに相応しい形式かに疑問がある。他分野の出題方式などを参考に、改善する必要がある。

従来から刑法の短答式試験については解答時間が足りず、實際上、憲法・民法の解答時間を割いて刑法の解答にまわす受験生も多かったと聞く。新司法試験では、各分野の試験時間が固定されており、このような柔軟な対応が困難になっていることを勘案すれば、何らかの改善策が不可欠であろう。

○ 短答式の刑事法の問題（出題形式）について、従来の司法試験の場合と同様のパズル式とでもいうべき形式のものが目立ち、好ましくないとの印象を持ったとの指摘があった。可能ならば、改善を求めたいという意見である。

○ 判例の選択に若干問題がある。判例について問うにしてももう少しオーソドックスなものをセレクトすべきである。

○ 短答式問題については、全部門にわたる出題となっていることは評価できるが、量が多過ぎるように思われる。

(4-1) 刑法

○ 刑法の短答問題には、パズル的要素が強く、従ってまた時間が足りない。これでは、法律家として必要な能力とは別のものを試すことになる。もっと素直な出題をしてほしい。

○ 短答式試験（刑法）について、問題の水準は適当又はやや易しいと感じたが、問題の傾向については、刑法の思考から離れた推論の力自体を試したり、あるいは解答方式がめんどうで、学力ではなく処理能力を試す問題が多すぎ、その為解答時間が足りなくなるような感じがした。

○ 短答式試験第 1 ～ 20 問について

・ 細かい知識を問う問題は多く出題されているが、それは避けるべきである。

細かい知識を問う設問が出題されるとなれば、学生は畢竟暗記中心の勉強に膨大な時間を割かなければならなくなり、事例を分析し、問題の要を把握し、解決を探っていくという法科大学院生に求められる本来的な勉強がおろそかになってしまう。短答式試験は、論文式試験 1 題で試すことができる範囲に限界があることから、これを補完するものと位置づけ、主要論点についての理解を問うのを本則とすべきである。

この点からみて、罪数に関する第 1 問、刑の変更に関する第 4 問、責任能力に関する第 13 問のイ（訴訟能力）・オ（少年法上の不定期刑）、執行猶予に関する第 20 問のウ（再度の執行猶予の要件）、エ（実刑と執行猶予の軽重）、オ（執行猶予の任意的取消し）の出題には疑

問がある。

- ・設問の量を減らすべきである。

今回の模擬試験では、刑事の科目だけで 40 題、全体で 154 題という膨大な数の設問を合計 5 時間 30 分かけて解答することが求められた。この短答式試験を受けるだけでも、受験生の肉体的精神的負担は大きい。のみならず、受験生は、その後ただちに丸 3 日間の論文式試験に耐えなければならない。この模擬試験は、過酷な試験だといわざるをえない。実際の試験では、受験者の負担を軽減することが強く求められる。

その対策として、短答式試験の数を減らすべきである。問題を半数程度とし、主要論点を問う内容にすればよいと考える。

- ・ 1 問あたりの解答時間が長くとりえるよう、時間を設定すべきである。

90 分で 40 の設問を解くのは、容易なことではない。即答力をつける訓練が必要になり、法科大学院の勉強時間がそれに奪われてしまう。

短答式試験において重要なのは、論文式試験を補完し、主要論点についてしっかり理解しているかどうかを確かめることであり、そのためには、じっくり考える時間を与えて差し支えないはずである。

- ・ 問いの出し方に工夫が必要である。

第 10 問では、判例の立場を採る学生とその学生の発言中の（ ）内に入る語句群の語句の組み合わせとして正しいものを解答することが求められている。各学生の発言の（ ）内に入る語句は、B を除き、3 種であるのにたいして、各選択肢にある語句は 2 種にとどまる。その点、やや問題としてわかりづらいように思われる。

また、第 18 問は「判例の立場に照らして正しいもの」の数を求めている。この「判例の立場に照らして正しいもの」という表現はあいまいであり、またやや適切さを欠いているように思われる。

「判例の立場と合致する」ものの数を求めるのなら、端的にそのように表現すべきである。現に、第 11 問ではこの表現が用いられている。また、「判例の立場に照らして正しい」という表現は、判例の立場が正しいという印象を読み手に与えるもので、中立的な立場からの出題とは必ずしもいえない。表現に工夫が必要だと思われる。

○ 1 問の解答所要時間は、65 秒とのことであるが、時間が短く問題が多すぎる。また、クイズ的な問題形式は止めて、もう少し正攻法の問題形式とすべきである。

論文式試験

(1) 全体

○論文試験は、問題点をさらに限定して、じっくり考えて書くように誘導することが望ましい。全体に、論文では融合問題を交えるほうが良い。6 時間の間、飲食禁止という実施方法は、受験者の負担が大きすぎる。

○論文の構想を描くべき下書き用紙を配布すべきである。

○論述式試験の時間が異常である。学生健康上の問題が生じるおそれがある。また、今後、学生定員以上の受験者数となった場合の試験管理上、公正性の確保が困難となるおそれがある。少なくとも、民事法は、2 つに分割して実施すべきである。

解答用紙の分量が多すぎるため、学生に無用なストレスを与えている。どの程度の分量の解答が望ましいのか、指針を示すべきである。

時間の短縮と併せて、出題の内容を再検討されるべきである。もっと、法科大学院における教育成果を確認するための試験としての位置づけを明確にすべきである。

○民事・刑事を問わず、訴訟法科目においては、法曹倫理、専門職責任とも関連した出題も考慮されてよい。両科目はいわば裏返された訴訟主体論、弁護理論であること、法科大学院及び新試験の理念である理論と実務の架橋を端的に現わした科目と思われるからである。但し、法曹倫理はおよそ法曹として共有されるべき部分と、法曹三者、更にはその中での個々人の思想・両親に委ねられるべき部分の双方がありうるので、出題に困難を生じることは事実である。

○単なるあてはめではなく、もう少し理論的な色彩をもった問題でもよいと思う。

下書き用紙を別に用意すると解答がしやすいと考えられる。

○論文式の問題については、サンプル問題と今回の問題である程度イメージを持てるようになったのではないかと思います。

○全科目の出題を一通り見るかぎりでは、出題形式を含め、法科大学院のプロセス教育の成果を問い、法曹の卵としての学識を評価しうる試験内容と思われる。ただ、プロセス教育の成果を見るということで、法的思考力を評価するのであれば、問題を事件として捉えこれがかっちりと解決するという方向でいくのか、あるいはその法的争点の重要な柱をしっかりと考えて緻密に解決するのか（俗に言えば、どこまでの幅をどれくらいの深さで論ずるのか）の基本的なラインを問い方等で明確にしておくことを期待する（どこまで書くのかを考えて時間を浪費してしまうことは試験の本旨と相容れないのでは）。

(2) 公法系

○第 1 問については、最終的な（裁判官の）結論を論じる設問がなく、尻抜けの感が拭えない。併せて言えば、憲法訴訟的な論点が希薄であるように感じられる。第 1 問に限って言えば（もし試験時間が現在のままであれば）やや易しく、やや分量が少ないかもしれない。

第 1 問設問 2 で、何を論じるかを受験生にかなり任せているが、何を選んだかで採点基準が異なることはないか、不安にさせる。このような設問を設定するのであれば、細かい採点基準の公表が必要であり、なおかつ公平性の保障が特に重要となろう。それよりは、原告の訴えを要するに認めるのか否かを結論とするような設問を原則にした方が無難ではないか。

憲法と行政法の比重は、現時点ではやや憲法に重きを置いて欲しい。現在はまだ司法試験受験科目から外れていた行政法の学習に、受験生が十分なじんではないことと、基本科目である憲法の理解を公法の軸とすることをより明らかにして戴きたいと思う。その点で、第2問は一部に憲法の行政権、もしくは地方自治の部分の理解を問う問題にして戴きたかった。

論述式において、資料を読みこなす能力を問うことは賛成である。ただ、第2問の資料は長すぎる。無意味に長い資料を添付すると、単なる体力勝負になる恐れがあり、本試験が選択科目論述式のあとに行われていることなども考慮して戴きたい。また、第2問は、設問がゴシック体であるとはいえ中途半端なところにあり、受験生が戸惑いやすいのではないか。また、第1問同様、最終的な（裁判官の）結論を論じる設問がないという点でも、設問形式上の疑問を感じる。

全体に時間が長く、体力勝負の感がある。その意味では、論文式の時間は各科目30分程度短縮できないか。それにより、論文式を2日間に抑えることも検討できないであろうか。

第1問は、従来、総論的言及はともかくも、各論的研究の蓄積がほとんどない団体法制のあり方を取り上げたもので、受験生は相当戸惑ったのではないかと想像する。今回は憲法と行政法が一部融合した出題ではなく、第1問が憲法、第2問が行政法というようになかなり明確に区分することができるが、第1問に関していえば、実務の観点から法律上の議論を組み立てることが求められるなどの新味が感じられる一方で、設問中の「憲法上の問題点」と「憲法違反となる疑い」との関係がやや不明確で、例えば、設問1で受験生は何をどこまで書けばよいのか戸惑うのではないかとも思われる。実務上の観点から答えさせる場合には、設問のあり方に相当の工夫が必要であると感じた。

第2問については、設問の形式がやや解り難いように感じた。まず、解答すべき設問が提示された上で、事例の概要や弁護士のレポートが資料とされれば、受験生にとってはより答えやすい形式となったのではなかろうか。

○今回の出題の内容は理論的に興味あるもので、出題形式も工夫されているといえる。ただ、新司法試験に期待される役割を考えると、より基本的な問題について、十分に検討する時間を与えて丁寧に解答させる方が、必要な能力について識別力のある試験となるのではないかと思われる。また、「憲法違反となる疑いがもっとも強いと考えるものについて」という問いかけは、基準等が曖昧であり、解答者によって判断が異なるおそれがある。出題の趣旨として、解答者により取り扱う要綱の項目が異なっても差し支えないというのであれば構わないが、その場合には、そのような趣旨をより明確に示した方が望ましいように思われる。

○論文式公法系科目の第1問は、資料を参照させて憲法上の問題点を検討させるもので、新司法試験の方向性としては妥当な問題である。具体的な事実を前提とせず、要綱だけを手がかりに憲法上の論点を検討させているが、これもひとつの法律実務としてありうるが、やはり具体的な事実関係の中から事実を拾い出す作業を必要とするような問題もぜひ出題していただきたい。なお、設問の中で「どのような憲法上の問題点が考えられるかを箇条書きにして挙げなさい」という設問は、問題点を単純化する危険性があり、再検討を要する。また、同様に、「憲法違反となる疑いが最も強いと考えるもの」という設問は、衆議院法制局において憲法違反となるという意味か、裁判所において憲法違反となるという意味か、回答者の見解において憲法違反となるという意味か明確でなく、工夫を要するように思われる。第2問は、複雑な法令の絡み合いの中でかなり現代的な行政法的課題についての検討を求めるもので、新司法試験の枠の中で、ここまで行政法的知識が求められることになると、法科大学院においてかなり行政法のカリキュラムの比重および内容を再検討する必要があるように思う。本案上の主張の中には、憲法上の主張も含まれるはずだと思うが、もしそうでないということであれば、新司法試験における行政法の占める比重が重すぎるように思う。

○論文式公法系 1 問につき。サンプル問題と同じく、従来解法パターンが確立していない事例につき、事例分析させ、主張につき法的構成を捻出させようとしている点、さらに、違憲合憲の結論が指定されている中で、どちらにしろ理論構成できる能力を問うている点で、何説でもいいから大前提を暗記しておいて、出題の事例をそれに当てはめて自動包摂機械的に説く、といったまさに従来型司法試験受験勉強方法を裏切るもので、この傾向が今後の本試験でも続いてほしい。

○憲法については、短答式試験に比べて、問題の難易度は適当であると考えられるが、現行司法試験型の論点主義の学修を法科大学院の学生に強いるようになる可能性孕んでいるように思われる。また、問題にほとんど関係ないと思われる資料を添付することでもどれほど意味があるのか疑問である。総じていえば、同じ出題内容でも、論点を探させることに重点を置くのではなく、もっとストレートに事案に含まれる問題点を自由に論じさせて学生の力を見極めるべきではないかと思う。

行政法については、行政の行為形式の法的性格（処分か契約か）を問い、それをめぐる行政訴訟の訴訟要件と実体要件を問うという問題で、行政法問題の最も基礎となる部分を対象とする問題で、筋としては、よい問題であると考えられる。このように、行政法の基本線を問う問題を作ってゆく必要がある。しかし、契約か処分か自体を問題としてもよく、処分であることを前提に、思考を展開してゆくことを求めることは、行政法的思考の幅を狭めるものではないかとの感想をもった。そして、処分が前提ということでは、抽出できる論点が単純となり、論述の密度と量に不安をもつ学生が多くなる危険性もあるのではないか。

本問のように、実際の条文から問題を考えてゆくという方向性は堅持してほしい。学生は、参照条文の量に驚き、難問という第一印象を抱いたようであるが、日頃の勉強において条文を読む姿勢を身につけさせるためには、このような問題形式が良いと思う。本法務研究科の行政法では、判例を読むこと以上に、条文で法的根拠を確認することが重要という指導をしているので、今回のプレテストの出題形式については評価したい。

○第 1 に、司法修習を残した上で構築された法科大学院卒業者に課す問題としては、明らかにレベルが高度すぎると思われる。第 2 に、問題自体は、よく練られたものであるだけに、採点者がどのような点に重点を置いて採点するのかによって、結果が大きく異なるものと思われる。これに関連して、第 3 に、受験生にとっても、どこまで論ずることが要求されているのか不透明というかわかりにくい（答案用紙の枚数、行数などから、書ける分量などはある程度予測がつき、その意味で論ずる範囲は、おのずと決まってくるかもしれないが）。

実際にこの問題が出されたとすると、ごく一部の素晴らしい答案とその他多くの順位をつけるのが困難な答案に二分されることになり、合格定員を設けた試験制度であることを考えると、不合格者には、採点のあり方などについて不公平感を抱かせるものになることが懸念される。多様なバックグラウンドを有した法曹を輩出するという理念と司法修習制度を残したという日本的な制度とを踏まえて、もう少しレベルを下げ、かつ、それなりに自己採点が可能な問題が望ましいと思われる。

そのためには、客観的な公平性を担保するために、複数のいわゆる一行問題を加えることも検討する余地があろう。

○論文式試験〔公法系科目〕の採点について、採点者によって偏りが生じないかが危惧される。試験後に採点基準を公表することを求めたい。

○論文式の第 2 問は、現在各地で争われている問題を素材に工夫を凝らして出題したことがうかがわれるが、学生の中には戸惑い、難しいと感じた者が少なくないように思われる。

○〔第1問〕については、添付資料の趣旨がよく分からない。〔第2問〕については、様々な訴訟形式を考えることができるが、いずれにしても本案での勝訴の見通しが低すぎて、受験生は戸惑ったのではないか。難易度には問題がないとしても、なお工夫の余地があったように思われる。

○問題の問い方として、公法系（論述）のように「箇条書き」や「違憲の疑いがもっとも強いと考える」と指示するのは、解答の仕方を大いに迷わせるもので、再考の余地あり。

○第1問の2について

「憲法違反となる疑いが最も強いと考えるもの」というのはどのような意味か。

解答者自身の判断でよいのか、それとも衆院法制局の立場から考えるのか。

（後者なら政府見解・判例が重視されよう）この点受験者は戸惑わないか。

○1番が、学生に問題分析力さえあれば平易と評しうるものであり、問題、資料も無難な量にとどまっていたのに対して、2番は資料が膨大であり、かつ、普段学生に読んでいることを要求しうる種類の法律ではないため、それを読みこなすのに時間がかかるという点で、限られた時間内に答えることを要求するには難問であったと考える。

したがって、公法系として、難易度に関して統一的な答を出せない。なお、サンプル問題と違って、憲法・行政法がクロス・オーバーする要素がないものになっていたことも、今後の指導という観点からは、とまどわせるものとなっている。

(2-1)憲法

○サンプル問題とことなり、基本的な理解を問うもので、事実の分析力はさほど問われず、憲法を全体的に理解しているかを問うものとなっている。ただ反テロ法は欧米ではかなり議論されており、その点に通暁している学生には、かの地での議論を敷衍する作業でかなり書いてしまうことがあるので、設例には配慮が必要ではなからうか。

○今回のプレテストにおける公法系論文式試験は、基礎的な学力を網羅的に確認できる良問であったように思われる。

1. 憲法に関わる第一問について若干コメンさせていただくと、要求されている水準は極めて妥当であると思われるが、どうやって解答すべきかその形式にやや戸惑うところである。小問(1)については、箇条書きとあるが、条文だけを挙げる形式から、その論点を摘出した「理由」も附記する形式まで、いろいろな形がありうるように思われる。もうすこし、解答形式をはっきりさせる出題がのぞましいのではないか。小問(2)については、最も違憲性の高い論点を論ぜよとあるが、いくつかありうる憲法上の疑義の中から、なぜ当該論点を「最も違憲性が高い」と判断したのか、その理由まで書くのか、それは必要ないのか、これも戸惑うところではないか。総じて、憲法問題は、妥当な出題であったが、解答形式について悩ましいところがあり、そこで時間を費やしてしまい、受験生が本来の力を十分に発揮できないというらみがあると思われる。

2. なお、従来、憲法は訴訟を意識した教育を念頭においていたように考えられるし、事実、公開された演習書のほとんど全てがそのような観点から作られている。今回のプレテストは、法案要綱について憲法論議を訴訟手続を離れて、広く展開させるものであり、意表をつかれると同時に、率直に言えば、目の覚める思いをした。出題形式は多様であることが望ましいが、訴訟過程や当事者の主張内容を意識して、行なわれている現在の教育実態も考慮していただけるとありがたい。

3. 憲法と行政法の融合問題という観点からは、後退した出題形式になっている。やはり、憲法と行政法を「公法」としてひとくくりにすることには無理があるように思われる。教育体制の

確立のためにも、今回のような両法を明確に分ける出題形式が定着することが当面妥当なのではないか。

(2-2) 行政法

○行政法論文試験について 保育の措置について、勉強した学生が若干有利になるように思いました。問題の狙いは基本的で良いと考えます。

○1. (A) も (B) も行政法の基本的な問題についての理解を問うものであり、その意味では適切な出題であったと考える。

2. ただ、処分性と訴訟形態論だけでは行政法総論・行政救済法全体の中のわずかの論点と言えなくもない。このような狭い範囲で知識や理解力を問うと、高得点を得るにはどうしても深い知識・深い理解力が必要になる。そのこと自体は悪いことではないが、受験生としては、行政法全般についてそのような深い知識・深い理解力を準備しなければならないとするとかなり負担が大きい。現に、(A) も (B) も一般に行政法の基本書とされる書物を参照しただけでは十分な答えは書けないように思われる。従って、多少やさしい小問も付け加える等により、ある個所のみ知識・理解で勝負が決まる事態を緩和する工夫があってもよいと思われる。

3. 関係法令として今回は児童福祉法が登場した。地方自治法や条例や施行規則などが多く掲げられ、それらの読解力が試されているのは、結構なことだと思う。法科大学院でもそのような力を養成できるように留意しつつ、授業を行っていききたい。

(3) 民事系

○民事系の論文の6時間は長すぎる。プレテストのような問題であれば、連続6時間の試験は必要がないと考える。

○論文式の民事系は、結局、民法、商法、民訴法を縦割りで結合したものであり、融合問題とはいえないのではないか。

○法的論点が少なすぎるように思います。

民事法（とくに民法）の問題について、全体として、現行司法試験の延長上にあるという印象を強く受ける。これでは、法科大学院での教育を受けさせる意味が乏しくなる。とくに、短答式は暗記型学習を多くの時間を割いて行うよう求める性質のものであり、しかも、現行試験ではほとんど出題されない要件事実論に絡む問題を一定の立場を前提として答えさせるものであり、受験生を予備校通いへと走らせるものであると考える。

○当事者の言い分を対比させるという形式は、プレテストと共通するものであり、このことは肯定的に評価できる。またプレテストでは、当事者の主張がどの点で一致しないと考えるかについて不明確な部分があったのに対して、今回の出題形式では、そのような曖昧さがより少なくなっていると思われる（もっとも、(a)～(c)と類似する事実関係をどう受けとめるかについては、かなりの幅がありうるかもしれない）。

資料として読ませる分量についてはさらに検討の余地がある。大大問について4時間を当てるとしても、これだけの資料を十分に読む込むためにはかなりの時間が必要であり、答案の構成・作成に費やすことのできる時間が限られ、実質的な解答時間は十分とはいえないことになりかねない（第2問について、2時間でこの資料を読み、答案を十分に練り上げて書く時間的余裕があるかどうか疑問と思われる）。

事実の分析能力を問う重要性を否定するものではないが、サンプル問題もプレテスト問題も、事実分析の占める比重がやや過大であり、理論的な分析能力や構成力を問うという部分を十分にチェックできるかどうか、疑問の余地がある。

問題の傾向としては、サンプル問題よりも理論的なほうに傾斜したように思うが、新司法試験においてあまり実務的な問題に傾斜するのもどうかと思うので、適当なところだと考える。
(実務家教員)

採点基準については、詳細なものを公表することが望まれる。

○論文式民事系科目は6時間通して試験を行う必要性が疑問である。4時間と2時間に分けても良かったのではないか。

○論文式試験問題は一応の解答はできるのに反し、すぐれた解答もしにくいので差がつきにくいのではないか。しかし、一般的にいつて適当といえるように思う。

○民事系論文「第2問」に限った意見である。いわゆる「言い分方式」を素材としながらも、そこでの問題は専ら「補助参加」の要件(法文上は「訴訟の結果についての利害関係」要件についての解釈を前提とした理由付けの問題)に特化した論点のみで、事案そのものに対する総合的な把握力、法的な分析視点の適切さ、分析の流れ及び結論に至る理論的な構成力を検証するものとはなっていない。その意味では、旧来型の、いわゆる論述式の問題と、傾向において、あまり大差がない「幅の狭い」問題であるとの感否めない。また、問2は、本案における主要争点と思われる(但し、要件的には抗弁事実該当)「Rの弁済による主債務の消滅と保証債務の従属性からするこのことによる保証債務の消滅」の有無が認められた結果、Xが敗訴した場合の、Z社の法律上の利害の有無への影響(後訴はXによるZに対する非償弁済を理由とする不当利得請求が想定される)を問うものと考えられる。いわゆる「参加要件」の必要条件を、本案の判断事項である「訴訟物」の存否(そして「訴訟物」の存否を基礎づける主要事実の存否)との法律上の利害関係の有無という、参加効力の客観的範囲と関連付けた上での、「意義」の理由付けを求めているものと思われる。とすると、設題の「判例」が右問題点を摘出するための取っ掛かりとして相当なものであるか否かが多少疑問が感ぜられるところである。また、通説及び判例が、補助参加の参加要件を広く解しつつ、他方で参加効力の客観的範囲を限定的に解釈するという傾向があるなかで、「異議」の理由付けとはいえ、その主張を整理させるには、設例のケース(言い分方式で設定されている事案)が相当な事例であるのかどうか、相当に疑問がある。いずれにしても、「第2問」(取り分け「問2」は)はお世辞にも、「よく出来た問題」とは言いえない。

○1.民事法総合の授業内容への影響が多少ある。即ち、従来、民事法総合の問題(教材)は、民法、商法、民事訴訟法の複合問題、商法、民事訴訟法の複合問題のいずれかに該当する問題(教材)を素材としていたようである。

しかし、新司法試験プレテストの問題を見ても明らかなように、上記のような複合問題を作成することは相当困難であり(なぜならば、商法のうちそのような問題作成の対象となり得る部分は、「総則」、「商行為」を中心とした部分に限定される。)、その困難を排して上記のような複合問題を作成しても、不自然で、複合問題というよりは個別問題となってしまうか、枝葉末節にわたる問題となってしまうからである。

したがって、今後、民事法総合の問題(教材)は、半分は従来の方針を維持するとしても、残り半分は民法と民事訴訟法の複合問題を素材とすることに変更すべきではないか、と考える。

2.論文式試験問題【民事系科目】は、大大問(第1問)が民法と商法からの出題、大問(第2問)が民事訴訟法からの出題であったが、大大問(第1問)中、<問1>が主と

して民法からの出題、＜問 2＞が主として商法からの出題であり、実質上は、民法、商法、民事訴訟法から独立した出題がなされた形になってしまっている。融合問題の趣旨に立ち返った作問が期待されるところである。

○民法についていえば、広く基礎知識を問い、論点中心の勉強では対応できない良問であるが、水準はやや高い。具体的事実の中から重要な法的事実を抽出する能力が問われており、法科大学院の教育理念に沿う出題であると評価できる。

しかしながら、他の科目との融合性が見られず、2 時間の民法の問題として出題できる内容ではないかとおもわれる。6 時間で出題する必然性があるのか疑問である。実力のある学生にとっては書くべきことは多く見つかるが、何をどの程度まで深く書けばよいのかは迷うのではない。回答として想定される内容が細かい点にまで及びすぎているきらいがある。公平に採点する上で工夫が必要であり、採点結果に納得できない受験生が多く出ることが懸念される(特に成績上位者)。種々の想定の下に論述させるという出題形式には工夫の跡がうかがわれるが、昨年のサンプル問題のような出題のほうが学力を判定する方法としては優れているのではないかと意見もある。

民事訴訟法についていえば、補助参加の利益の存否を具体的に考察させ、論理力、分析力を見るための良問である。従来の司法試験と比較して考える力を試すという目的に沿っており、評価できる。ただし、民事訴訟法全体から見れば、局部的論点であるうえ、主たる事実関係が単純であり、せっきくの資料を十分に生かしきれていないのではない。

なお、試験時間が長いことには意味があると思うが、今回の出題形式であれば、午前 2 時間・午後 4 時間として、間に昼食休憩を挟むことも可能であったように思う。

○民事系論文式問題では、正面から要件事実を問う設問がなく、この点は法科大学院における教育の達成度を測るという観点からみて、問題がある。

また、民事系論文式第二問...は、極めてマイナーな分野からの出題であり、受験者の基本的理解と思考力を判定するのに妥当でないとの指摘が多くなされた。

○第 2 問は、ある概念(論点といってもいいのですが。本問では、補助参加の利益)の基本的な知識を前提に、事例を用いて、かつ比較のために当該事例に関連する裁判例を引用して、対立するその解釈論のそれぞれの立場に立って、立論できる能力、論理的構成力、事例の理解力・分析力、法理論の事案への当てはめ(立論に必要な要件事実の抽出力)、ひいては全体として、法的センスを問うものとなっています。これらは、まさにこれまでの法学教育で育成しようとしてきたことであり、今回、それがかなり鮮明な形で現れているように思われます。要するに、(条文・判例等を含めた)法的知識については、短答式試験問題の方で確認するという風に割り切っているようです(そのために、短答式については、やや問題を詰め込みすぎています)。論文式問題の方向としては正しいと思われませんが、ただ、気になるのは、その結果、論文式試験問題が、各ロースクールの入試段階で確認したはずの適性試験のような問題に近づいているような印象を受けることです。それゆえ、意見としては、短答式の問題数をもっと減らし、頭の回転の速さだけをみるようなものでなく、一通り読んで解答できる程度、少なくとも 1 問 3 分は確保する必要があると思われまふ。それに対応して、論文式試験問題で、法的思考力、論理的構成力、柔軟性を見たいのであれば、典型的な論点を出すのではなく、新たな問題提起が可能な問題(例えば、実務上遭遇し解決が求められるが、未だ理論的な議論がなされていないもの)を工夫すべきです。

○民事法(論文)を 2 つの時間帯に分けてはどうか?

○サンプル問題よりも実務的観点が反映された良い問題だったと思う。

○ 民事系科目の論文試験は、分量、難易度、理論的傾向と実務的傾向のバランスのどれも、適切であったと思う。適切であると考えたのは、次のような点が試されていたからである。すなわち、第1問の については、請求権あるいはその成否に係わる論点として提示されていれば法科大学院3年の勉学後には知っていなければならないものばかりであるが、比較的長文である事情聴取の結果要旨と被害者の話との中から、いかなる請求権がどれだけ導き出させるか、また請求権を抽象的なルールにとって重要な具体的事実を拾い出すことができるかを試しており、具体と抽象を往復する思考を要求する問題である。第2問については、詳しく提示された具体的事案の中で検討する形式で、一つのテーマついて、異なる当事者の弁護士の立場からアプローチ（問1で有力学説と問2で判例）しなければならない、判例を反対説との関連の中で深くあるいは複眼的に理解することが求められている。

民事系科目の論文試験問題で、もう少し単純にしてよいのではと思った点がある。それは、第1問の において、3人のそれぞれの被害者の被害と類似した事実関係があったと仮定して考えなければならないことによって、【事情聴取の結果要旨1】で説明されているX1・X2社の状況と、顧客α、顧客β、または顧客γの話の概要における各被害者の状況との差異を考慮しなければ、X1やX2社がY銀行に対していかなる請求権を有するかを答えられない点である。X1とX2社の被害が3つの別個の事実関係だとしたらという仮定で問題を解かせる設問であってもよかったのではないかと感じた。

民事系科目の試験の民事系授業内容への影響は、論文式試験については、現在の授業の完成度・効率を高めることは必要であるが授業の方向性は維持してよいと考える。短答式試験については、細かい点を身につけることは院生の自学自習に任せる原則の上に立っても、現在の授業または提供科目において工夫または修正をして、基本的訓練を法科大学院が行えるようにしなければならないと思った。

○ 問題文の中に、「その結果...多額の損失を計上した」とか、「無念な思いで他界し」とか、事実とはいえない、主観的な記述がみられる。これは、多分、因果関係について、「単純に判断してはいけない」という暗示だったり、「慰謝料を検討するように」というヒントだったりするのであろうが、このような主観的な記述は、受験生をまごつかせるおそれがある。やはり、問題文では、主観的な記述は避け、ありのままの事実だけを摘示すべきであると考えます。

○ 論文式の民事法、特に民事訴訟法分野の問題は、論点が単純すぎるように感じられた。質問の方法は工夫の凝らされた良い問題だったが、実務教育の中で培われた問題発見能力を試すためには、もう少し、具体的事案の中から問題点を見出す必要のある出題であってもよかったと思われる。

○ 民法論文の民商融合問題は、通説・判例に依拠した答案を期待する傾向が強く、法科大学院で求められる要件事実の勉強が十分に活かされないことになる。

○ 民事訴訟法の論点が限定されすぎているのではないか。

○ 弁護士としての立場から論じさせたり（第1問 問い1）対立当事者の双方から論じさせたり（第2問）することで、平面的な論点理解にとどまっていたのは解答困難な出題形式となっていた。受験生は、論述全体の構成をしっかりと組み立てなければ解けないものであり、論理的思考力が十分に問われる内容であったと評することができる。この方向性自体は、高く評価したい。しかしながら、論すべき論点・問題点がやや多すぎて、試験時間（6時間）が不足しているようにも思われる。また、第1問の問い2で問われた内部統制の問題は、ややドラスチックではあっても新司法試験の方向性を積極的に打ち出しているという意味では理解できるが、

まだ十分に定着していない新しい視点であって、むしろ基本的な知識と理解力を問う論点を選択した方が望ましかったのではないか。

(3-1) 商法

○論文式について（主として第1問の問2について）

過失・重過失があったか否かという事実認定をもとに微妙な判断をさせる問題は、必ずしも試験問題として適当ではないように思える。学説の対立点や判例の立場の理解が結論に反映されるような問題が望ましいのではないか。

○会社法については総括意見とはかなり趣を異にするため、下記のとおり補足する。

〔第1問〕 問1 関係

問題の水準 3. 適当である

ただし、「銀行の支店長代理」は、商業使用人の中ではかなり特殊な地位にあるから、この点を一応知っている受験生と全く知らない受験生との間で、有利・不利が大きく分かれることになり、不公平感を与える。たとえば、全く知らない受験生の中には、「肩書きを与えられていた」との問題文から、「支店長の権限を委任された代理人の地位を有する商業使用人」であるが、入行して日が浅いために、取引先を回って預金として入金する資金を預かったり・・・権限のみに代理権を内部的に制限された者、と理解したとしか考えられない解答例がある。

問題の量 3. 適当である

問題の傾向 3. 適当である

授業内容への影響 3. 変更を要しない

〔第1問〕 問2 関係

問題の水準 2. やや難しすぎる

問題の量 1. 多すぎる

責任を論じさせる対象がC～Gの5名というのは多すぎる。その結果、責任の有無を論証することに追われて、責任の本質を掘り下げた論述を展開した解答が少なくなり、平板な解答に終始したものが少なくなかったという憾みがある。法的に思考力を問うためには、もう一段の工夫を望みたい。

問題の傾向 4. やや実務的すぎる

授業内容への影響 1. 大きな変更を要する

新会社法を司法試験用六法に収録し、新法に則って出題するということ自体が授業内容の大きな変革をもたらすのに加えて、今回のような極めて実務的な出題が新司法試験において定番化することになれば、会社法の授業範囲・授業時間をこの領域にまで拡大せざるをえなくなる。ということは、これまでの「会社法」という単教科ではとうていまかなえず、会社法を扱う教科の増設と教員の確保が必要になることを意味する。

〔第2問〕関係

問題の水準 3. 適当である

問題の量 3. 適当である

問題の傾向 3. 適当である

授業内容への影響 3. 変更を要しない

○設問自体は基本的なことを問うもので、難易度的にも適切である。ただし、設問の文章が長すぎる。読解に時間がかかりすぎて、受験者がじっくり考えて解くといったことができないのではないか。

(4) 刑事系

○ 刑事法でも、検察官あるいは弁護士という立場を設定して可能な論理を問う出題があったほうが良い。

○ 通常よくありがちな事件に関する問題であり、問題自体は適当と思料される。ただし、刑法問題では、このような事件に関し、実際、実務ではどのような罪名で処理するかという感覚的なものが分らないと、結論が常識的に見て不都合なものになるおそれがある。その点で、初歩的な実務感覚を学生に教える必要があることとなるが、新司法試験の傾向としては妥当なものではないかと考える。刑事訴訟法は割りとオーソドックスな問題であるが、これも、具体的事実がどの論点との関連で記載されているものかを把握できないとかなり論点を落とすことになるであろう。その意味で、論点を理解させるうえで、抽象的にではなく、どのような具体的事実があると当該論点の問題になるのかということの有機的に教える必要があるが、これも新司法試験の傾向としては妥当なものであろう。

○ 論文式刑事系科目は、法総研の教材に酷似したスタイルであることに多少疑念を抱くが、基本的には水準・質ともに適当である。

○ (第1問〔実体法〕について)

出題形式が「罪責を問う」ではなく、「刑事責任を論じなさい」となっている。また、情状酌量や再犯加重の原因となりうる事情などが問題文中で掲げられているため、受験生にとっては、どの範囲まで論ずることが要求されているのか、必ずしも明らかではなく、不要な混乱を招くのではないかと。

多数説の立場と思われる部分的行為共同説を採用する受験生については、犯罪共同説を採用する受験生よりも、やや解答・答案構成が困難になっている印象を受けるが、特定の学説からは論述が困難にならないような配慮が必要ではないか。

基本的には従来の試験と変わらないのではないかと。殺意の存否について、どう判断するかという事実認定問題もあることはあるが、あの程度では付け足しという感じであり、事実認定でもっと学生が悩むような問題にするべきである。

答案がある程度平準化し、細かい論点に気付くか否かが点数の高低のポイントとなってしまうのではないかと懸念もいささか感じる。論点の一つにより応用的な思考を強いる部分を加味して、難易度を部分的に上げ、その点でも差異をつけることを考えてもよいのではなかろうか。

(第2問〔手続法〕について)

問題の水準、傾向については、適当であると思われる。もっとも、量がやや多いかもしれない。また、論述式については、[設問2][設問3]において、いずれも「問題点を挙げて論じなさい」という形式になっている。サンプル問題と比較して改善が図られていると思われるが、なお出題意図が不明確ではないかとの印象が残る。

事例に関する記述は平易なものとなっており、また、関係者の供述部分が「供述要旨」として分離して記載されている点も併せて、解答者が事案を把握するために有用な工夫と思われる。(全体について)

刑法・刑訴法を通じて、従来型の試験から脱却するためには、やはり証拠資料を添付した問題を出題するのが妥当なのではないか。

○ (1)別問・融合の点について、実体法・訴訟法別問題である点は、従来型・サンプル問題と変わらない。だが、現実の事件、特に過失・共犯・各論的問題の中には、実体法・訴訟法の問題が混在していることも多いことも考えれば、双方の融合も選択肢とされるべきである。

但しこのことは、融合でなければならないということの意味するものではない。従来の論点型試験の弊害の解消を考えるのであれば、「傾向と対策」に向かない、あるいは様々な傾向が存在する試験形式が存在してよいと思われる。従って、各年度で別問、融合の双方が存在しても差し支えないと思う。

(2)問題形式について、サンプル問題が従来型の長文化であったのに対し、プレテストでは、実体法・訴訟法ともに記録・供述内容(の各要約)から問題点を抽出させる形式で、相当に変化している。この点で今後の傾向を定めにくい面があるが、理論と実務の架橋ということを考慮すれば、このような形式も一つのあり方であると思う。

もっとも、公法・民事系でも同様だが、言い分形式・書証引用形式の問題は、解答者の実務科目の履修状況如何で不公平を生じる可能性もなくはない。

なお、(1)と同様だが、このような形式のみが絶対に好ましい、ということの意味しない。従来の「傾向と対策」を助長するような出題をなくすることが重要と思われる。問題として適切であれば一行問題であってもよく、様々な形式が並存することも可とすべきであろう。

○内容の難易については、一応適当と考えるが、論点が多く、所要時間中に十分解答できるかが問題であり、もう少し論点を絞ると良いと思う。

また、供述要旨を読んで事実認定をする必要があるが、この事実認定を採点の際にどう評価するのが問題となると思う。例えば、第1問で、甲の供述要旨中の「売上金の管理以外のTの営業は、私に任されていたー」の供述その他から、売上金の占有は丙にあったと思われる、これを前提にすると、甲の罪責は、強盗致死(この点も問題であるが)の問題になり、そうではないと業務上横領と傷害致死(この点も問題であるが)の問題になる。

また、乙の供述要旨中の「甲は、店長として売上金の管理を含めたTの営業全般をも任されているのだと思っていた。」、「私は、甲と一緒に売上金を横取りしようと思っていた。」の各供述を前提とすると、乙は、甲と業務上横領の共謀(乙については刑法65条の適用)の認識しかないことになる。この事実認定を前提とすると、共犯の錯誤の問題となるが、これと異なる認定をした場合には、錯誤の問題は生じない。

さらに、乙が、丙の左腹部を果物ナイフで突き刺した行為について、殺意を認めるかどうかにより成立する罪名が異なる。

以上のような事実認定をいかににより、甲、乙の刑事責任が異なるものとなるが、その場合の採点基準がどうなるかの点がよく分からない。

○刑事系科目(論文式問題)が刑事訴訟法(的)に傾いている。もっと純粋な刑法理論の問題があってもよいのではないか。問題の文が長すぎるような気がする。

○多様な事実の中から刑事責任に影響を及ぼす事実を抜き出して検討するもので、実務家のための試験としては適切な形式と思われる。

その反面、細かい点も含めれば多くの論点を抽出することが可能ではあり、多くの論点に触れた者が単純に点数が高くなるという採点基準では、結局は知識量の多い者が有利になり、前記の短答式で述べたのと同様の問題が生じることがあり、そのような誤解が生じないよう、採点基準についておおまかな方針について学生らにアナウンスされるべきである。

また、長文の中から必要な事実を抽出する作業が必要な上に、いわゆる論点つぶしの勉強をしていなくても、基礎的な知識からの推論を駆使して答案作成に至るためには答案構成に要する時間を相当確保する必要もあり、たとえば第2問の刑訴法の問題については、今回のような設問が3つあるのは多すぎるとと思われる。

○共犯者が自認と否認に別れた場合、手続きを分離して審理するのが一般である。本問でも、

併合審理のまま W が相被告人として供述する形でなく、手続き分離のうえ証人として供述する形で出題するほうが、論点が明確になるのではないか。もし、相被告人としての供述を特に論点とするつもりの出題なら、論点過多の弊があると思われる。

○論文式問題については、問題点が多過ぎ、受験生の思考力を試すことができないのではないか。なお、問題傾向かやや実務的すぎる、との意見もあった。

(4-1)刑法

○論文式試験第 1 問について

分量・論点とも、若干多すぎるきらいはあるが、ほぼ許容範囲内であるように思われる。しかし、問いの内容をもっと明確にすべきである。

問いの内容が、「甲および乙の『刑事責任』を論じなさい」であって、通常の試験に用いられる「『罪責』を論じなさい」とはなっていない。

「刑事責任」としたのが、現金についての記述に関連して、没収・追徴について答えさせる趣旨だとすれば、受験者にとってはわかりづらい。たとえば「罪責および刑罰(付加刑を含む。)について論じなさい」とするなど、明確に表現すべきである。もっとも、そこまで論じなければならぬとすれば、付加刑の具体的内容のみならず、主刑の具体的な内容(主刑の種類はもとよりその期間・金額)まで論じなければならなくなるはずであり、出題として適切とはいえないように思われる。

甲に暴行(傷害)の故意があり、乙に殺人の故意がある場合の共同正犯について答えさせる趣旨であるとすれば、乙には明確な殺意があるような問題文にすべきであり、乙に殺人の未必の故意があるか否かを検討させるのは過剰と思われる。

○刑法についていえば、事実関係を拾うことに重点を置きすぎている嫌いがあり、刑法解釈学上の理論的な問題を問うという面が大変少なくなっているという印象を受ける。法律家にとっても理論は大切であり、解釈学上の理論的問題を問う工夫が必要であるように思う。

○現在の法科大学院のカリキュラムに対する規制(特に実務基礎科目の単位数不足)の下での、法科大学院での教育内容とそのレベルから考えると、今回のプレテストの刑事系科目の内容は概ね適切なものであると考える。もっとも、法科大学院においては、そもそも司法研修所の前期教育を取り込み、新司法修習にあっては、いきなり実務庁での実務修習から始めることにしようとの目的と理念から考えると、今回のプレテストの内容では、実務の見地から見て現在の司法研修所前期教育のレベルに達しているとは考えにくい。このままでは、法科大学院における実務基礎教育の軽視の風潮を招く心配があるとともに、法科大学院での教育と短縮される司法研修所教育との間に、ギャップを生じさせる懸念があると考えられる。この点は、プレテストや新司法試験問題の内容だけの問題ではなく、カリキュラムとその規制をどう考えるかを含めた、法科大学院の在り方に関する全体的問題であると考えられる。

・内容の難易については、一応適当と考えるが、論点が多く、所要時間中に十分解答できるかが問題であり、もう少し論点を絞ると良いと思う。

いわゆる予備校的思考・受験対策をしている学生には解答しにくい良い問題であったと思う。

第 1 問については、やや論点が多いが、問題文を分析して真に必要な論点を見極め、基本的な事実認定をも行わせるという点が新試験の趣旨に概ね合致していると思う。

供述要旨を読んで事実認定をする必要があるが、この事実認定を採点の際にどう評価するのかが問題となると思う。例えば、第 1 問で、甲の供述要旨中の「売上金の管理以外の T の営業は、私に任されていたー」の供述その他から、売上金の占有は丙にあったと思われ、これを前提にすると、甲の罪責は、強盗致死(この点も問題であるが)の問題になり、そうでない

と業務上横領と傷害致死(この点も問題であるが)の問題になる。また、乙の供述要旨中の「甲は、店長として売上金の管理を含めたＴの営業全般をも任されているのだと思っていた。」「私は、甲と一緒に売上金を横取りしようと思っていた。」の各供述を前提とすると、乙は、甲と業務上横領の共謀(乙については刑法 65 条の適用)の認識しかないことになる。この事実認定を前提とすると、共犯の錯誤の問題となるが、これと異なる認定をした場合には、錯誤の問題は生じない。さらに、乙が、丙の左腹部を果物ナイフで突き刺した行為について、殺意を認めるかどうかにより成立する罪名が異なる。以上のような事実認定いかんにより、甲、乙の刑事責任が異なるものとなるが、その場合の採点基準がどうなるかの点がよく分からない。

第 2 問については、いわゆる刑事実務基礎科目の授業内容を反映し、かつ基本的で重要な論点の理解を問う良い問題だったと思う。

(4-2) 刑事訴訟法

○ 刑事系のうち刑事訴訟法に関する出題は、極めてマイナーな分野からの出題であり、受験者の基本的理解と思考力を判定するのに妥当でないとの指摘が多くなされた。

(5)選択科目

全体

○試験科目の間にいろいろなばらつきがある。現時点では、国際私法、経済法、労働法が与し易い。国際法、租税法、知的財産法はやや難しい。特に、国際法の範囲は広く、試験勉強は難渋するであろう。環境法はオーソドックスな行政法規等の解釈問題であったが、この傾向が続くのかどうかで判断が分かれる。

基本的には、選択科目であることに鑑み、見開き2頁で設問を収斂させて戴きたい。特に、延々と条文を引用することはやめ、必要な条文+αだけを引用するにとどめるべきである。形式が各科目ほぼ統一されれば、選択科目間の不公平感はかなり軽減されると、経験則上言える。

○刑事系選択科目は現在のところ存在しないが、刑事政策(and/or)少年法も選択科目として考慮されるべきである。前者は戦前来、旧試験も含めて長く採用されてきた科目であるが、新試験では選択から外され、わずかに刑罰論に関する設問が択一に若干存在するのみである(サンプル問題、プレテストで変わらず)。しかし今日、犯罪者の更生・社会復帰、被害者保護のいずれもが決して看過し得ない重要な課題となりつつある。特に裁判員制度の下では一般国民が量刑にも関与するため、法曹三者を通じ刑事実務には刑事政策への深い理解が求められるはずである。後者は近時、理論的にも研究が深化し、実践的にも重要性が高まっていることは周知の事実であり、刑事政策同様、法曹三者が深い理解を求められる領域であると考えられるからである。

○選択科目についてはまだ十分な勉強ができていない状況で、コメントできないようでした。まだ選択に迷っている学生もいるようです。

(注) アンケートへの回答に際して、学生から意見を聴取していただいた大学からのコメントです。

○選択科目全体について、科目により問題の長さがまちまちであるとの印象を受けたが、科目ごとの性格によるから長短があっても仕方がないといえ、それまでだが、もし可能ならば何らかの配慮がほしいと感じた。

知的財産法

○基本的な論点を問う問題であり、論点の数も適切である。あわせて、学説でもきちんと議論していないが、考えれば回答可能な応用問題も加えられており(特に特許)良問である。法科大学院生は未だ新しい選択科目まで手が回らない状態であり、プレテストの出来は芳しくいかも知れないが、このプレテストの水準を目標に勉学する者が増えることを期待したい。

○1.〔第1問〕設問2.における末尾の「設定登録がなされた後であればどうか。」の部分については疑問に思う。

2.〔第2問〕映画の著作物を中心にもってきた構成に違和感を感じる。

○特許法についての第一問も、著作権法についての第二問も、問題となっている制度の内容及典型事例をきちんと理解し、与えられた事例に適切にあてはめることを求めるものであった。

出題されたテーマについて、サンプル問題も含めて検証するなら、特許法について公表されたサンプル問題では、権利に瑕疵ある場合の攻防を問うたもの、今回のプレテストでは、特許法に関しては重疊的ライセンスの優劣関係を中心にした出題、著作権法に関しては権利関係の錯綜する映画の著作物に関する制度についての出題であった。いずれも、特許法、著作権法の

特質を示す重要な制度の理解を問うもので、良問が続いているといえるだろう。

小問の数が多く論点が多岐にわたる今回のプレテストでは、深みのある考察が求められているというよりは、各小問についてポイントを要領よくまとめることが要求されていると思われる。そのために必要な知識は基礎的なものであり、基本的な制度を正確に理解していれば足りるといえるだろう。その意味では今回のプレテストの難易度は決して高いものではない。

知的財産法の出題範囲は特許法と著作権法に一応限定されており、またサンプル問題及びプレテストの出題の傾向を前提とするかぎり、しっかり基礎を固める勉強をしておけば致命的な失敗に繋がるというリスクは少ない。司法試験の選択科目として、比較的選択しやすい科目であることが明らかになったように思われる。

○第1問、第2問ともに権利主体、請求の主体の問題が大きく取り上げられているが、偶然なのか、実務的な問題を取り上げた場合の傾向なのか、判断つきかねている。各設問は、知的財産にまつわる案件についての実務的な処理能力の査定に適している良問と思う。ただ、映画製作の場合は、プロデューサーが企画、キャスト、スケジュール管理、資金調達を手配しつつ、最終的に製作委員会を組成して著作権は製作委員会の共有とするのが通例だと思っていたので、Aが唯一の著作権者であるという設定に違和感を覚えた。

○昨年12月に公表された特許法のサンプル問題と比較すると、より広範な論点についての奥行きが深い設問となっている点で良問と思います。著作権法はきわめて良問と思います。

しかしながら、特許の問題は、その結果、難易度が高くなるとともにやや実務的な傾向が高くなっていると思います。授業内容のあり方につき悩んでおります。

以下、(第1問)について設問ごとに、気づきの点を記載させていただきます。

設問1のうち、「独占的通常実施権者によるD社に対する差止め請求の可否」の問題は、債権者代位の問題まで要求するとすれば、被保全債権に言及することが必要となりますから、かなり難度が高いと思います。知財法を学部で受講していない学生を想定した場合に特にそう思います。また、「独占的通常実施権者によるD社に対する損害賠償請求の可否」の問題は、肯定説で決着かとは思いますが、専用実施権の活用が低調であって、実務上登録を経ない独占的通常実施権が活用されていることの反映との側面があります。この意味で、やや実務的に過ぎるかと思えます。なお、「花粉のど飴事件」を想定し、AがC社以外にも実施許諾を与えているか否かを分けて論ずるとすれば、設問1の難度はさらに高いものになります。

設問2のうち、専用実施権の設定登録がなされる前に関しては、専用実施権の効力は発生しておりませんが、独占的通常実施権の効力は発生していますので、独占的通常実施権者による他の独占的通常実施権者への権利行使の可否を論ずる問題となります。C社は無許諾の実施者ではありませんので、損害賠償請求はできないということになりますが、きわめて難度の高い問題となります。また、実務的過ぎると思えます。

設問3は、専用実施権者E社からの権利行使の可否を問う問題である点に留意が必要だと思います。解答に際しては、改良発明βの実施状況と専用実施権の設定範囲との関係、改良発明βと特許発明αとの関係(改良発明βが特許発明αの技術的範囲に属するか否か、属するとしたときは利用発明に当たるか否か)E社自体が改良発明βの実施をすることを想定しているかといったことを踏まえて場合分けすることとなるかと思えます。しかしながら、この設問は専用実施権者による権利行使可否の問題ですので、利用発明に関して論ずる際に、裁定の問題についてまで踏み込む必要は薄いととも考えられます。利用発明、裁定の問題についての解答を求める趣旨であれば、むしろ、専用実施権者E社からの権利行使に際し、F社のなすべき法的主張を問うほうが多様な論点が明らかになる気がいたします。また、改良発明なる語の意味自体があいまいですので、どのような改良発明であるかを問題文中で明らかにしておくという方法もあると思います。どのレベルの解答を求めているのかにもよりますが、現状では、解答負担が大きすぎる問いではないかと思えます。

なお、(第1問)は、弁理士試験問題(H4 特許1問、H9 実2問)と類似した論点を問う問題となっています。司法試験選択科目「知財法」と弁理士試験の論述問題との関係、レベル設定について、実際のところはどのようにすればよいのかについても考えさせられました。

法科大学院には、欧米の特許弁理士に対抗する理系大出身の特許専門弁理士を育成するという課題があります。そのような人材を新司法試験ではどのような問題を課すことによって見抜くことができるのかについては悩むところです。ただ、現状では、知財法の問題の難易度が高度すぎるとか、実務的過ぎるとかの評価が原因で、選択科目としての知財を選択する学生が減少する可能性は、避ける必要があるのではないかという気がいたしております。

○実務家になるための試験として良問だと思いますが、論ずべき事柄が多い分、きちんとした議論ができるかどうかを評価しにくくなっているか、若干の危惧を覚えます。

労働法

○1 問目は、易しい問題で、解答者は基本的なポイントはわかっていて、後はどのように要領よく解答を構成するかという、答案技術的な点で差がつくことになるでしょう。また、こういう問題で、「弁理士としてどう回答するか」という質問の真意がわかりません。裁判官としての回答(判断)と、どのような違いがあるのでしょうか。

2 問目は、私は難しすぎだと思います。難しいという意味は、以下のとおりです。メインの解答の方向は、複数組合が存在する場合の不当労働行為および不法行為(損害賠償)としての構成でしょうが、問題文が、それまでの労使関係の実情だとか、団交についての会社側の対応だとか、団交の場での具体的な発言等の情報について沈黙しているため、不当労働行為の成否についての理論構成ができません。この種の問題については、具体的な事実関係がカギとなるはずで、現実にはさまざまな背景事情が存在しているはずです。中途半端な「実務志向」のために、解答者はとまどってしまうでしょう。なお、この種の問題では、労働委員会への救済申立が実務では普通と思われますが、「訴えを提起する」という設定しかなかったのはなぜでしょうか。

○「問題の傾向」については、「やや実務的すぎる」という意見もあった。

第1問における大学の講師という設定は、大学教員の仕事の特殊性があるので、違う職種か、判例のとおり高校教師のほうがよいように思える。

設問がやや抽象的にすぎる。

もっぱら代理人の視点、立場から問いかけることには疑問がある。

○今回の労働法の問題は、解へと至る法的思考のプロセスを重視する出題と思われます。採点基準の設定・運用について、試験委員会における十分な検討が必要となりましょう。また、評価基準については公表することが望ましいでしょう。

○第1問について

問題として、アンダーラインで強調するやり方が良いか疑問である。それよりも、受験生にその部分を摘示させるべきではないか。

第2問について

設問で、「被告」、「訴えの提起」と言っているところから、労働委員会への救済申立ては入らないのではないと思うが、このようなケースについては、先ず労働委員会へ行くという世間の常識からすると、受験生を迷わす紛らわしい問題と言わざるを得ない。

○選択科目の場合、受験生は当該科目の勉強にそれほど多くの時間を割くことができないので、試験では、基本事項や論点を十分に学習しているかどうか、それを踏まえて柔軟で創造力あふ

れる議論を展開できる能力があるかどうかなど基本的な力をみる必要がある。しかし、労働法の問題に関する限り、そうした点がどこまで考慮されているのか疑問をいだかざるをえない。全体的な印象としては、基本的な問題を聞いているというよりは、どれだけ特定の判例を知っているかが問われているようにも思われる。

第2問については、最近のノースウエスト航空事件（千葉地決平14・11・19 労判841号15頁）や秋保温泉タクシー事件（仙台高決平15・1・13 労判844号5頁）などを参考にして、複数組合下の設例として作問されたものと思われるが、もしそうであるとする、下級審判例のしかも難問に属する問題を提示しているといえる。判例をベースにし作問するにしても、基本判例（たとえば労働判例百選に掲載されている）に限定すべきではなかろうか。

また、第1問についても、設問が1と2の二つに分かれているが、なぜ二つに分けたのか、それによって何をみようとしているのか不明であり、設問2の「と」の事実は設問との関係で適切な事実の叙述であるのか疑問である。

○以前に出された予想問題は簡単すぎると思ったが、今回のプレテストの問題は、難易度・傾向ともに適切で、よく考えられた問題である。労働法の基本的知識と理論が身に付いていれば、自分で考える力のある学生なら、十分に解答できると思われる。

○第1問については説例が神戸弘陵事件をモデルにしていると思われるが大学の例は一般化しにくく不適切である。また問いかけとしても1.については「どのような法律上～」では「深める」ことができないのでは、さらに工夫もあり、2.については、要件事実シフトしているのではないと思われるが、わかりにくいのではないか。

第2問「訴え」が私法上の請求であることについての誤解は学生になかったのかを恐れます。もう少し設問をふやすことが必要かと考えます。

○（第1問）

本問では、有期契約と試用期間、契約期間ないし試用期間満了後の契約終了の可否について、契約の内容をどのように見るか、契約を終了させる合理的理由があるかどうか、ということ問うている。判例に即して考えれば、それぞれの論点について、比較的基本的な知識で論述することができると考えられる。ただし、2つの設問からなっており、設問の2は、問題の論点をわかりやすくするものであろうが、実際の解答に当たっては、むしろ論述しにくくなり、混乱するのではないか。そして、最後に、研究室の使用に関する問題だが、もしも、この点についてまで詳しく論述しなければならないとすれば、やや難しいのではなかろうか。

（第2問）

労働法の講義で、集団的労使関係法に関する部分は、時間的にかなり要点を絞ったものとならざるをえないが、いずれにせよ、労働契約上の権利義務に収斂される論点を外すことはできない。その意味で、一時金の請求権発生根拠と団体交渉の妥結の問題に関する今回の設問は、比較的妥当であろう。本問では、複数組合併存下の不当労働行為という伝統的な論点を踏まえたものであろうが、設問そのものは、一時金請求のための法的構成を問うており、不当労働行為の成否ではなく、成賞与請求権の存否ないし賞与格差の不法行為性を中心に主張することになると考えられる。こうした事例は、近年（平成14・15年）の下級審判決の中で散見されるが、学習の上で、膨大な量の判例を消化しなければならない労働法において、下級審の最新裁判例まで十分に学習できるのかといった難しさがある。

（その他）

労働法が、具体的紛争解決のための法分野であることを受けて、事例問題として出題され、かなり実務的な法技術・知識を問う問題となることは間違いがない。したがって、学説の議論を踏まなければならないのはもちろんであるが、多くの裁判例の事実関係と判旨の理解を中心とした勉強が必要であり、しかも、試験勉強としては、これまでの問題の傾向から、労働者側

の立場に立った法的構成を意識して勉強しなければならないと思われる。

○第1問について

出題の狙いがよく理解できない。なぜ、「大学講師」といった設定をされるのか。通常、受験生たちにとっては、大学教員の採用ルールも職務、業務内容なども馴染みの薄いものでしょう。この種「解雇問題」を採りあげるには、些かヒネリ過ぎの感があります。また、問1に続いて問2がありますが、問題文の最後の3行もこの問に有意味なものとされているのでしょうか。問2が地位保全仮処分ならともかく本案訴訟であれば、「仮に」以下の2行の譲歩した意向にどのような意味があるのでしょうか。それとも、「弁護士として」仮処分申請を考慮することにまで論及することが求められていると解すべきなのでしょうか。

第2問について

民事司法事件であっても不当労働行為性の評価が絡む問題であり、しかも、不誠実交渉が問題となるのであれば、交渉経緯が問題文程度では不十分ではないか。

夏季一時金支払請求事件として訴えを提起するB組合（組合員）は、不当労働行為救済は求めている（求める意思がない）のだろうか（労働委員会に不当労働行為救済を求めるのが通常だと思われるが）。もし、併行して不当労働行為救済を求めるのであれば、弁護士としては労委と裁判所の事件処理実務をも考慮に入れることになる。ここで、民事司法における弁護士としての「法的構成」だけを切り離して、論じさせる意味は何だろうか。仮に不当労働行為性が認定できるとしても、それだけでは民事請求事件の構成は満たさない、不当労働行為性を前提に、民事上の債権として如何に構成するかというところがポイントと考えたものなのか。

いずれの問題においても、「弁護士」として応えることが求められているが、法的構成を問う際に、「弁護士として」と「裁判官として」に如何ほどの違いがあるのか。「弁護士として」というのであれば、主張・立証の容易さ（困難さ）も考慮に入れ、戦略的対応を考慮にすることが、期待されているとも考えられるが、それにしては、問題文の事実関係叙述は不足ではないか。また、そこまでの考慮を受験生に求めるのであれば、この程度の問題文で、2問で3時間の妥当性には疑問がある。実務重視ということで、あまり「弁護士として」という視点に拘ることには疑問を感じる。

○選択科目であることを考慮すると基本判例を理解していれば、十分に解答できる問題が望ましい。

租税法

○2問ともよく練られた良問であった。

○(1)裁判例や法律の仕組みを具体的な事案にあてはめることを通じて、知識とその運用能力を見るという姿勢は評価できるが、第1問、第2問ともに、読ませる問題文の分量が少ない（特に第2問）と思う。

(2)第1問については、設問の1.と2.がいわば表裏の問題となっており、能力がある学生であれば、両方について解答するのは、時間がかかるばかりで退屈であったと危惧される。裁判例における準則の理解とその事例へのあてはめという点からすれば、どちらか一方のみで十分であり、その分、違う角度からの問題（第1問の難易度を維持するのであれば、たとえば、A社の納税告知処分への対応とBの確定申告書における扱いが食い違った場合の解決方法を問うなど。）が追加されると、より良かったのではないかとと思われる。

(3)第1問、第2問を通じて、易しい問題につき相当の分量を書かせるという問題であり、3時間という時間的制約の中では、良い答案を作成しようとする受験生にとってそれなりの難易度だと捉えられたことであろう。

しかし、どの問題も答案の構成などには必ずしも時間がかからない問題であることから、もう少し筋肉質の問題（やさしいことを沢山書くことを求めるのではなく、きっちりまとめた、考え抜いた答案を求める問題）を出題することが検討されても良いように思われる。ただし、これは全国的な答案の水準に照らして考えられるべきことである。

（４）サンプル問題と今回のプレテスト問題を通じて見ても、法人税についての程度の知識・能力が必要とされているのかが判りづらい。

今後の良問の蓄積によりこの点が明らかになることを期待したい。

○（１）出題レベルについて

出題レベルは、第１問は基本的な所得税の知識を試すものとして、第２問は基本的な所得税及び法人税の知識を試すものとして、いずれも適切であると思われる。

（２）設問について

設問の立て方については、第１問及び第２問のいずれも、やや丁寧さを欠いているのではないかとわれ、受験生によっては、解答に迷うことも予想される。

第１問においては、Ｃ税務署がＢのした事業所得としての確定申告を給与所得として更正した旨が書かれていない。このため、設問１では、これを無視して解答すればよいのか、それとも、Ｂのした確定申告が更正された附記理由に対する反論を含めて、Ａ社の代理人がＢの所得は事業所得である旨を主張すべきことも解答で求めているのか不明である。もし后者であることが当然だとすれば、少なくとも、設問の中で、Ｂのした確定申告が更正されたことには触れるべきではないか。

第２問においては、Ｃには、贈与税は期間制限により課税されないが、時効取得の援用時に一時所得が発生することを想定して、その解答が求められているものと思われる。しかし、時効取得による不動産の取得に対しては、地方税である不動産取得税も課される（その翌年に固定資産税・都市計画税も課される。）。租税法の出題範囲に地方税が含まれていないことを考慮すれば、少なくとも設問において地方税を除外して考える旨の説明が必要と思われる。

○租税法の作問については、問題とする租税実体法の範囲が問題で、これが広範囲になると、学生は租税法の選択に躊躇するものと思われる。しかし、どのような租税実体法の領域が問題として出るとしても、所得税法以外は、租税法の基本問題に関連する問いが設定されるということになれば、学生の恐怖感も減少すると考えられる。

この観点から、第２問は良問であると感じた。実際の試験においても、今回のような問題形式であってほしい。第２問については、所得分類論を一般的に考えさせる問題も付け加えられてもよいように思われた。

○以前公表されたサンプル問題では、「科目全般について所得税法を中心としてこれに関連する範囲で法人税法、国税通則法を含み」とあったが、今回のプレテスト〔第２問〕では贈与税が絡んでくるので、出題の範囲について、すこし戸惑いを感じた。

○第１問が実務的な問題、第２問が理論的問題とバランスがとれた適切な出題だと思います。第１問は、事実分析力、法的主張の構成力を問う問題で、実務的素養を試す試験問題として適切だと思います。ただ、ディベート的な思考をしなければならず、答案を作成するには相当の時間を要するし、加除訂正も普通以上に多くなると想像します。時間配分においても、第２問に比較して多くを割かざるを得ないと思われます。その点は、他の問題の難易、出題形式において配慮する必要があると考えます。

第２問は、税法的思考を試す理論問題として題材は適切ですし、設問も基本的な範囲に限定しながら、税法の基礎知識を応用させるものとして適切だと思います。第１問に、前記のような答案作成上の困難がありますから、今回の第２問はそれに配慮されていると見ています。適切だと思います。

○司法試験委員会から昨年12月に公表されたサンプル問題の出題形式は、第1問は所得税法プロパ-の問題、第2問は所得税法を中心にして法人税法がからむ問題となっている。今回のプレテスト問題も、上記の出題範囲にそって、同様の出題形式をとるものであった。サンプル問題と比較して難易度についても大差がないものと思われる。所得税法の基本的な法構造（課税要件規定）に関わる基本的な論点についての設問となっている。サンプル問題では、所得概念、課税単位と所得の帰属、必要経費の範囲、収益計上時期といった問題に照準をあわせたものであった。プレテスト問題も、所得分類基準とその適用、譲渡所得課税（みなし譲渡所得課税）、法人の益金の範囲（受贈益）、時効取得と所得課税（所得分類と課税時期）などに照準をあわせたものである。その意味で、問題の争点は明確であり、なにが争点かで解答にあたって迷うことはないものと思われる。与えられた事実関係や法律関係をどのように評価をして、その結果いかなる結論（課税関係）を導くかという、論理的思考が問われている。奥行きのある問題であるといえよう。サンプル問題もプレテスト問題も良問であるといえる。

倒産法

○出題の内容は、いささかレベルが高いと感じましたが、解答時間とのバランス、また、2問とも多様な視点から問題点を解き明かす能力を試すものとしては適正かつ良質のものとする。

出題と授業との関係であるが、プレテストの出題内容・レベルとの対応で授業内容は変更する必要はないものとする。本学では、倒産法の授業は、前期は「基礎理論の習得」を、後期は「演習」として、具体的かつ複雑な事案を前提として、基礎理論の理解をふまえて事案の解明、そして具体的な問題の解決能力を涵養するシステムをとっている。ひとまず、後期において、プレテスト・レベル程度の事案を学生に与え、どの程度、またどのように学生が反応するかを見てみようと考えている。

なお、倒産法は「実体法」と「手続法」の融合科目としての特質を有する関係で、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法などの諸科目の基本的な理解を基調として、その上で倒産法の特質を理解しているかどうかを検証する方向での出題が望ましいことはいうまでもない。その意味では、内容がよく考えられていて、むしろ学生に今後の学習指針といったものを提示したように感ぜられた。今後、出題にあたっては、マニアックな素材に傾くことなく、実体法の基礎理論、および手続法の基礎理論の理解、それをふまえて倒産法におけるかかる理論の修正的特質を十分に理解しているかどうかを問うといった方向性は、是非大切にしていきたい。

倒産法は、実務の動向にも多くかかわっているだけに、どうしてもマニアックな素材を取り上げがちである。しかし、倒産法の理解は、実体法理が倒産局面で修正されることがその本質であるから、また、授業の組み立てもこの点を重視しているのが通例であるから、新司法試験の出題にあたっては、このような方向性だけは大切にしたいところである。

○司法試験の問題は、基本的かつ理論的な問題とするのが相応しいと考えます。講義への影響という意味では、第1問は破産法の応用問題であり、従来の講義内容でも対応できるでしょう（ただし、「〇〇トン分について、請求をする」という表現は、不明確であると思います）。これに対して、民事再生法の条文について細部にわたり講義で触れる余裕がなく、第2問を意識した講義を行おうとするならば、基礎理論に関する講義の時間を削るほかないであろうし、いずれにせよ全てを取り上げることは不可能であると思います。

○第1問

やや技巧的にすぎ難しい。

先取特権との関係が問題を複雑にしすぎているように思われる。関心が先取特権に偏らないか心配。それでも、ひとつの見解を示すことにより、それが道しるべになっており、解答者も

これにより問題点を把握しやすくなる。この点の配慮は良いと思う。

鋼材 200 トンひとつで全ての場合を作ろうとしたことに無理がないか。義務なき行為、方法において、時期において、を認識させるのなら、問題設定を分けても良いのではないか。

第 2 問

内容は、基本的なもので、良いと思う。

第 1 問がいささか複雑なので、第 2 問とあわせると良い組み合わせかなと思います。

経済法

○第 1 問は、専売制の公正競争阻害性を理解していることを前提にひねりを加えている。しかし、ノウハウの問題は難しく考える学生がいるだろう。東洋精米機事件のノウハウの議論までは、講義で言及できない。

第 2 問は、問題が難しすぎる。第一に、A 社から弁護士として助言を求められているが、素直に考えれば B 社から助言を求められる設問の方がよい。また、自動車のシェアが表に示されているが、この表は解答のために必要であろうか。必要だとしたら、本件統合の自動車市場への影響も考えて助言しなければならないのか。それだと問題が難しすぎるであろう。

○第 2 問につき『やや難しすぎる』という意見もあった

○第 1 問、第 2 問ともに、それぞれの仕方で総合的な出題であり、良い問題であると思う（第 1 問に関する留保につき後述 2 参照）。とりわけ第 2 問は、独占禁止法に関する全般的な到達度を測ることができるという意味で、優れている。

第 1 問の「設問」には、出題の技術的問題点があるように思われる。以下、二つに分けて述べる。

(1) 「設問」では、第 1 に、設問に先立つ問題文そのものについて独占禁止法上「どのような問題があるか」という問い、第 2 に、「次の 1 及び 2 の点」を含めて考える場合に「どのような問題があるか」という問いが不明確な形で重複して設定されているようにみえる。設問で何か問われているのかについて、受験者が不要な戸惑いを覚え、また採点に際しても問題を残すのではないか。

(2) 設問の柱書きで問いが完結している（「どのような問題があるか」「述べなさい」）にもかかわらず、さらに「1」「2」の記述が「この主張はどのように考慮されるべきであるか」「どのような違いがあるか」という問いを含んでいることが、（形式的な意味における）出題趣旨を不明確にしているように思われる。（実質的な出題趣旨は明確で、分かりやすい。）

おそらく(1)、(2)の点は不可分のものであろう。以上の点を踏まえて、設問全般がさらに明確になることを期待する。

○第 1 問

設例の「もっともらしさ」

・「ノウハウ」は、小売段階でも当てはまるのではないか。

甲や乙を「総代理店」と説明するのはいかがか。

留意事項 2 は、考えさせすぎにならないか。

第 2 問

設例の「もっともらしさ」

・「B は販売をやめたい」となっているが、O E M 構想は不自然にならないか。「製造をやめたい」ないし「事業から撤退したい」くらいか。

・企業結合の問題解消措置としての「O E M・製販分離」の競争確保上の留意点をきいてはいかがか。

・そもそもAがBのトラック部門を譲り受けることの独占禁止法上の問題は問わなくてよいのか。

○プレテストの問題は私的独占の禁止と不公正な取引方法の規制に関する領域からの出題であり、不当な取引制限に関する規制（いわゆるカルテル、談合）について出題されていない点、意外であった。また、事業者団体が絡む問題や国際的協定・契約に関連する問題についても出題（設問）の中で触れられていない。最近の独禁法違反事件では、確かに不公正な取引方法の禁止に違反する事例が目につくが、目につくが、しかし、わが国で多い悪質事例はやはりヤミカルテル、入札談合などの問題であり、特に事業者団体がかかわっているケースが問題視されている。したがって、この分野からの出題は必須であろうと予想していただけに意外であった。

○設問1について

基本科目につき、従来と異なり実体法と手続法とを融合し、民事系、公法系と出題しているにもかかわらず、手続規定について一切触れていないのは理解に苦しむ。

設問2について

ほとんどの受験生にとって「OEM」というものがどのようなものか理解できないのではない。独占禁止法の論点を考える前に制度の理解が不十分な状況で、論点を考えるというのは受験生にとって酷であるし、問題として不適切ではないか。

○第1問、第2問ともに具体的な設問であり、基本的な項目が問われている。2問とも、どの条文を適用するかは当然であるが、それだけでなく公取委の事務処理基準なども参考にしなければならず、その意味では総体的な知識を問う問題であったと思う。

第1問について

国内のほぼ1/3を占めるA社の行動が独禁法に抵触するか否かが問われている。そのA社の販売政策が、不公正な取引方法（19条の禁止規定）のうちの「排他条件付取引」（一般指定11項）に該当するか否かである。

A社は、市場占有率の面からいえば、明らかに有力な事業者であり、この有力な事業者の販売政策は、甲社と乙社を専売店とするものであり、専売店制そのものは違法ではない（取引先選択の自由）が、A社が有力な事業者であるが故に、競争秩序に影響を与える場合に問題となる。ポイントは、有力な事業者の販売政策が、不公正な取引方法（定義規定及び一般指定）に該当する類型とどのように結びつくかを考えさせることを論点にした問題である。

第2問について

一見して、難しいように思えるが、この設問も基本的な知識をきいている。すなわち、私的独占に該当するか否かの客観的基準となる市場占有率の問題、次に、一定の取引分野をきちんと理解しているか否かである。私的独占の観点から言えば、A社のトラック市場での市場占有率が32%であり、B社のそれ（20%）と合わせると52%となり、一定の取引分野における競争を実質的に制限するか可能性が極めて高い（2条5項）。

また、条文の定義規定は、競争の実質的制限を規定しているのであって、OEMであるとか無いとかの形式的制限を規定しているのではない。また、トラック市場と乗用車市場とは異なる取引分野（利用者側の相違）であるので、A社が乗用車部門が弱いという観点は考慮する必要が無い。

国際関係法（公法系）

○第1問は、出題文と設問の文章の間に少しズレがみられる。第2問は、設問の文言「請求のあり方」がはっきりしない点を含んでいて、答えにくい。

○第1問は適当であるが、第2問は論点がやや周縁的であるとともに、参考になる判例の評価が固まっておらず、日本語による紹介もほとんどないことから、難しいというよりも適切性に疑問がある。

○今回のプレテスト2問も昨年のサンプル問題2問も裁判（国際裁判、国内裁判）を前提とした出題となっている。しかしながら、国際法においては、紛争が裁判付託され、裁判によって解決されるのは例外的であり、外交上のやりとりこそがまさに重要である以上、そのような観点をも勘案した出題の仕方が求められると思われる。この点で今回の環境法の問題の聞き方は参考となろう。また、将来的には、法曹資格のある者がいわゆる government lawyer として雇用され、国際法を利用することも増加すると思われるため、そのような観点からも、模擬裁判のような出題に限定されることのないように配慮する必要がある。また、強いてケースの出題ばかりにする必要はないのではないかとと思われる。逆に、もし裁判の出題を徹底させるのであれば、国際裁判においては、「事実認定と証拠法理」という最重要の手続問題が国内裁判のそれらとは相当に異なるため、この点も十分配慮した出題にする必要がある。

○国内裁判を想定した問題と国際裁判を想定した問題を各1問ずつ出題する傾向は、サンプル問題から一貫しており、記憶再生的な解答を求めず、受験者に考えさせる問題であるという点は評価できる。

第1問は、身近な事例を素材に、事例と条約の条文を素材に女子差別撤廃条約の国内裁判所における解釈・適用を考えさせるという意味で良問といえよう。ただし、「女子差別撤廃条約に反するという甲の主張に対して考え得る、すべての反論を述べなさい」という形式は、甲の違反の主張のパターンを解答者に考えさせるという趣旨かと思うが、荒唐無稽なものまで含めて違反の反論を書いた場合、どう採点するのかやや危惧する点もある。もっとも、想定される論点は、個人の国際法主体性、条約の直接適用可能性、L 県の「特色ある伝統校」の維持が女子差別撤廃条約が禁止する男女の定型的役割概念に基づくものかどうか、といった点であろうから新司法試験が法科大学院での学習内容を確認するものという点からは「発問の形式」に特に問題があるとまではいえまい。

その「発問の形式」という観点からは第2問にやや懸念がある。問題自体は、最近の中国の反日デモを想定させ、時事問題の発生の際にその背後にある法的論点を整理していく必要性を国際法受講者に求めているという点で評価できる。ただし、「請求の在り方」を論ぜよという発問は受験生にはやや理解しにくいかもしれないと感じた。「請求をどのように構成し、いかなる主張を行うのが有効と思われるか」といったかみくだいた発問が必要ではないかと思った。

問題の内容自体についていえば、国家による請求原因の性格に応じた国家責任法の解除方法の適合性を問う第2問が取り上げている主題は、教科書でも十分に論じられない点であり、しかもこの点が問題になった国際司法裁判所のラグラン事件（2001年判決）は、仮保全措置については国際法外交雑誌に抄訳と解説があるものの、本案については未だ紹介がなされておらず受験生がアクセスしうる素材が少ない。まして、責任解除の方法についての一般国際法規則の存在については、十分に判例等でも議論が尽くされているともいえない。問題の発想自体はよいがやや時期尚早の感を否めない。

サンプル問題、プレテスト問題という国際関係法（公法系）の出題をみる限り、国際人権法及び国際経済法は「国際法体系に含まれる範囲で」対象となるという、サンプル問題の冒頭にある「科目全般について」の説明の趣旨についての理解が深まったように思える。すなわち、選択科目としての「国際関係法（公法系）」の出題にあたって、国際人権法と国際経済法の細かな知識は求められていないので、法科大学院においては国際法を4単位として提供する方が新司法試験に対応することになるであろう。プレテスト問題の第1問は素材として女子差別撤廃条約が取り上げられているが、内容的には国際法の基本的知識で対応可能な問題である。その意味で、各法科大学院の国際公法のカリキュラムのあり方に再考を迫るかもしれない。

○国際関係法（公法系）の出題については、「国際法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする」とされているため、受験生は、まんべんなく国際法、国際人権法および国際経済法の３科目を学習し受験に臨まざるをえない。今回の問題は２問とも実質的には国際法の理論的問題に限定され、やや狭い範囲で出題されているようにみえる。受験生に広範な領域を学習する負担を強いることとバランスを失っているように思われる。できるだけ３科目の範囲からまんべんなく出題するような問題作成の工夫が必要と思われる。

○「やや難しい」かもしれないが、すぐれた良問であると感じる。問題の量としては、適当であると思われるが、試験時間が長すぎるように思われる。

○国際法の実務的内容がなかなか実感できない状況で、設問は学生に対して良い刺激を与えていると感ずる。ただし、あまりに実務的で細かな問題は学生にとっては負担となる可能性がある。

○第１問は、国際人権法プロパーな問題であり、国際法の基礎的な理解だけでは十分な対応ができない。その意味では、一般的には「やや難しい」、あるいは「難しすぎる」と評価する人もいるかもしれない。しかし、「教育における男女差別」に内在する個別論点だけが本問題で主張しうる反論ではなく、人権条約が国内裁判所で援用される場合に共通して持つ弱点も反論の内容として考えられる。「国際法」または「国際人権法」のいずれか一科目しか設置していない法科大学院では、このレベルの問題に対応することは困難かもしれない。

第２問は、国家責任法に関する問題であり、やや複雑な事実関係であるが、それだけに請求のあり方に関しては複数の論点が見つかりやすい内容となっている。第１問よりは、やや易しいといえるだろうか。しかし、この問題に完全に答えようとすると、国家責任法の全体像を把握しておく必要があり、司法試験に対応できるだけの教育内容の幅と深さを補完する必要があるだろう。

問題の量は増えたが、全体的に見て、以前発表されたサンプル問題よりも、易しくなっているように思われる。

○第１問は、女子差別撤廃条約の教育に関する男女差別に関する条項に関連する設問であるが、これはあまりに特殊分野であり、参照条文として問題文の量を大きく超える条項を添付しなければならないことがそれを示しているように、通常授業で取り上げる範囲を逸脱しているように思える。また、第２問と違い女子差別撤廃条約の採択は１９７９年であり、効力発生も１９８１年、最近特に話題となったものでもなく、人権問題としての重要性を否定するわけではないが、試験問題のテーマとするのであれば、このような単独の題材としてでは無く、いまひとつ工夫が在って良いように思える。参考資料として添付される条文及び起草過程における議論も、必ずしも設問の趣旨を明確にせず、解答においてどの論点について論じることが要求されているかが曖昧である。設問製作者も「考え得る、すべての反論を述べなさい」と要求しているが、具体的にどのような論点が反論の全てとなるかを明確に認識しているのか疑問である。

第２問は、最近実際に在った事件を基に考えられたものであるが、時事問題の性格を有することから授業等で話題になったものと思え、学生には答えやすい試験のテーマではなかったかと思える。設問の設定で、国際裁判に訴えることは、実務の面から見た場合には実際的ではないといえるが、国際法上の論点を整理するという設問の趣旨は十分伝わっている。論点も基本的なレベルのものを問うもので、試験問題として適当であろう。ただ、「この場合の請求のあり方」を問うところで、いくらか受験生が混乱したかもしれない。

問題の量は、３時間で事例問題２問という大枠は適当ではないかと思える。しかし、今回の１問目はいくらか長文の参考資料が付いている。この意味での問題の量については改善が望ま

れる。新司法試験については未だ個別の試験科目の内容・範囲が明確ではないので、特殊分野やテーマからの出題は極力避けるべきではないかと考える。

- 第1問については、もうすこし判断材料を与えるべきである。
- 第2問の「この場合の請求の在り方」の意味がやや不明確である。

国際関係法（私法系）

○国際私法の領域に関しては基本的な問題が多いという印象を受けましたが、国際私法の特性を受験生に広く正しく理解してもらうためにも、司法試験科目に復帰後、当分の間は基本的問題に徹した方が良くと考えます。

○他の選択科目（知的財産法を除く。）の問題では、どのように問題点があると回答するか、どのような法的構成が考えられるか、どのような主張が考えられるか、どのように返答すべきか、どのように助言すべきか、考えうるすべての反論を述べよ、請求の在り方について論ぜよ、どのような手続があるか、といった実務的な観点からの問題となっているのに対し、国際関係法（私法系）（及び知的財産法）は、有効か、請求できるか、裁判管轄はあるか、準拠法は何か、という従来からあるタイプの問題形式になっている。そのため、受験者が考えるべき点は、一定の枠組みが与えられた上での Yes か No か、その理由は何かという単純なものとなり、相対的に簡単な問題となっている。

国際私法の総論と家族法各論で一問、国際私法の取引法各論と国際取引法で一問とし、それぞれの手続面を取りあげることによって国際民事手続法の問題を双方又は一方に入れるというパターンは妥当なものであると評価することができる。

第1問において甲国法の内容を仮定して設問を立てている点は、外国法についての知識を問わない以上、あり得る方法であろう。問題自体は下級審裁判例ではあるが比較的有名なケースをモディファイしたものであり、普通の問題である。

第2問は、国際取引法を意識した問題であろうが、小問1及び2は国際私法及び国際民事訴訟の問題としては通常講義等で取り上げられる通常の論点に関するものである、他方、小問3は、日本法が準拠法となることを仮定しての問題であり、国際取引法というよりは、民法・商法の問題となっている。これは、出題範囲は日本の実定法に限るという前提があるからである。この前提は日本の司法試験問題としては当然のことであり、妥当である。そうすると、国際取引法も国際関係法（私法系）の範囲に入っているとはいえ、それについては民法・商法を勉強しておけばよいということになる。国際取引法の体系が未成熟であるために、その内容の外縁の曖昧さが懸念されたが、この程度の扱いになるのであれば、そのような懸念は払拭されると思われる。

今後、国際関係法（私法系）についても、どのような問題があるか、といった問題発見型の出題形式を採用することも可能なはずであり、そのような形式の問題が登場してくることにより、自分で考えることの重要性が広く認識され、国際私法、国際民事訴訟法の講義に、より一層、創造的な工夫や実務感覚が導入されるよう促す結果となることが期待される。

○第1問は、日本の法例の解釈論を中心として問うものなので、より具体的で詳細な条文の解釈運用に関する知識及び理解を求めても良いと思われる。もう少し高度な知識と理解がなければ、ごく基本的な法律相談に応じることも難しいのではないかと。また国際的な婚姻等を扱うのであれば、実生活において重要性を持つ戸籍や国籍などについて、より実務的な知識を要求してもよいと考える。

第2問は、いわゆる国際取引法に関する出題である。しかし、こうした単純な事案について、

日本の法律家が現実に関与することはあまり考えられない。国際取引法の出題範囲の線引きには難しい問題があるのは確かである。しかし、国際商業会議所のインコタームズや信用状統一規則はもとより、ウィーン統一売買法やユニドロワ国際商事契約原則もグローバルスタンダードとなりつつある。日本の法律家の国際的な競争力を考えれば、日本の国家法ではないにしても、こうした基本的なルールを運用するための基礎能力を法科大学院において養成する必要があると考える。

○国際取引法との混合問題とされているにもかかわらず、問題自体は、内容的には国際私法および民商事法に偏っていると思われる。国際取引に特有の問題（今回の問題に関していえば、船積をしていないので代金決済が行われていないことになるために、その信用状の効果などを問うものも含めたもの）まで広げることが望ましい。

○国際関係法（私法系）分野は範囲が広いので、それに対応するよう、問題数を増やしてもよいのではないのでしょうか。特に、インコタームズC I F・F O BとU C P 5 0 0は、関連規程を国際商業会議所日本委員会の和訳で問題文に載せて、その適用を問う問題などができると思われます。

○(1)第1問は、比較的やさしい問題である。とくに第1問の設問1は、条文をそのまま当てはめればよいもので、きわめて基本的な問題であるが、この設問1によって、国際私法の基本を理解しているかどうかを見るという主旨であろうか。ただ、第1問、第2問の両方を解くということからすれば、問題の水準の評価としては、「やや易しすぎる」とまではいえないのではないかとと思われる。

(2)国際取引法分野については、第2問に、その内容が含まれているということであろう。しかし、第2問は、信用状取引についての設問ではあるが、問われているのは、国際裁判管轄と、契約の準拠法の問題であり、国際取引法固有の問題がポイントとなっているわけではない。国際取引法は、実務的には重要度も高いが、まとまった根拠条文があるものでもなく、試験問題の対象とするには、適しているとは思えず、適切な問題を作るのは難しいのではないかとと思われる。

○国際関係法(私法系)の問題は2問で、うち1問は国際家族法(婚姻)、1問は国際売買の問題であったが、この組合せは、昨年12月発表のサンプル問題と同じであり、この組合せ(国際家族法と国際売買)が固定化されることを懸念する。

国際家族法分野は、婚姻と相続に集中しやすく、問題のヴァリエティをつけにくい。国際取引には売買以外に、国際金融、外国投資など多様な取引が考えられるので、国際取引から2問という組合せもよいのではないだろうか。

○(1)問題の水準について

設問の1はやや易しすぎる、設問の2はやや難しすぎる。

(2)問題の量について

現在私が教えている学生がそのまま司法試験を受けるとすると適当であるとも言えようが、受験時間が長ければ、もっと理論的には高水準を要求しても良いと思われる。

環境法

○問題の量がやや多すぎるというのは、条文が多いという趣旨。加えて、出題の対象となる法律については明確に列挙しないと、勉強の外延が明確でないので受験生が困る。しかし、他方

で外延があまり厳格に決められていると、問題の出し方が難しい。各種の環境法のほかに民法を対象法律に入れるべきであるが、差止請求権の問題を出すと、果たして民法に関するから出題してよいということになるのか、民法というよりは人格権の問題で民法の外の問題ということになるのか。

○第1問は適当だが第2問は技術的にすぎる。

○問題の水準、問題の傾向、授業内容への影響という点についての上記評価は主として第二問についてのものである。

第2問のような出題は、以下の理由により、新司法試験の問題として不適当であると考えられるものであり、本試験では、このような問題が出題されることがないように希望する。

・標準的な教科書と判例教材を用いた授業を受講した法科大学院生にとって、解きやすい問題ではない。

・Yが授業開始までに考慮しなければならない「環境法上の問題点」を問うという、出題の趣旨が判然としない。「環境法上の問題点」という概念は、広くとれば、際限なく広い。出題者の意図が正確に伝わるか否かによって、得点が大幅に違ってくるような問題においては、多くの受験生に出題の趣旨が伝わるような問題でなければならない。

・このような出題は、処分場設置予定の付近住民の法律相談を受けた弁護士が必要な知識を問うもののように入る。この点、法科大学院は、弁護士事務所において翌日から使えるような実務上の知識、ノウハウを暗記させる場ではない。さらに、知識・論点そのものを暗記しているか否かを問うような一行問題は、論述試験の出題として一般的に妥当でない。

・本問には、資料として省令が添付されているが、ここに書かれた技術基準を遵守していること自体も、いってみれば「環境法上の問題点」にほかならないが、これを整理して書くということが求められているとはとうてい思えない。とすると、この問題は、資料を読み解き、法的に重要な事実とそうでない事実を整理し、法的に構成するというようなタイプの問題ではないと考えられ、長文の資料を添付してはいるものの、これまで批判されてきた一行問題の亜種であるというほかない。

○第2問に関しては、許可の技術基準が参照条文として添付されている以外に前提条件に乏しく、「考慮しなければならない環境法上の問題点」として試験六法登載予定の根拠法令である廃棄物処理法や水質汚濁防止法などの法律との関係のほか、どのような範囲まで想定する必要があるのか（たとえば、問題文からはまったく明らかでないA県やB町の自治体の環境保全や土地利用規制に関わる条例や要綱による規制など）が明らかでなく、受験者が解答に戸惑い、解答の内容に大きなばらつきを生じるのではないかとと思われる。

○環境法第2問のような問題では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境影響評価法及び同法施行令が手元にないと、たまたま記憶していた学生に有利になることもでてくると思います。これはプレテスト独自の問題であるかもしれませんが、この機会に、新司法試験本番で貸与される六法に登載される法令と、問題文に添付される法令が適切であるかどうかについて、慎重に検討されることを環境法出題担当者の方にお願います。

繰り返しになりますが、環境法を選択することを考えている学生に法令のことで不安を与えることのないように配慮して下さい。

○参考法条文がやや多すぎるのではないか。

○主題、問題形式、意図ともに環境法の基本的理解を試す問題として適切だと思います。分野（民事救済、行政規制）、傾向（理論的・実務的）も全体的にバランスがとれていると思います。

ます。このような出題傾向が続くのであれば、実のある教育と試験対策が乖離せず、望ましいと思います。廃棄物処理法の抜粋があった方が受験生にとってはよいのかと思いました（本番でどのような法令集を参照可にするのかによりますが）。

○第2問について、問題の趣旨がつかみにくい。

○環境法〔第2問〕は省令の基準を定めた考え方を批判的に検討し、分析する答を求めて欲しい。

○第1問は、大気汚染防止法を題材に、公害被害の救済についての環境法の横断的理解を問うもので良問だといえる。ただし、一行問題ゆえに何をどこまで回答するかについては時間制限の中で、かなり迷うのではないか。

他方、第2問は、廃棄物処理法をもとに、営業および処理施設設置の許可における考慮事項を問うもので、問いの形式が漠然としている一方で、政令が資料として添付されているために、実務上問題になりうる政令の細かな点に迷い込む受験生がいるのではないかと懸念された。環境法のアイデンティティがまだ十分に確立されていない中で、環境法上問題となる点について説明せよ、といった趣旨の出題形式は、受験生にとって何をどこまで回答すればよいのかについて迷わせることになると思う。

環境法は2単位しかなく、各テーマに与えられた授業時間がきわめて限定されている。しかし、今回の設問にあるように、政令や規則レベルにまで目を配って実務的な理解も進めておくことも必要であろう。悩ましいところである。

○「環境法」は新しい法領域であり、公法的側面と私法的側面との両方の法理論が混在している状況にある。受験生が全体像を把握することは容易でないことから、「試験科目」としてどのように範囲設定すべきか。何らかの基準が必要であると考ええる。

第1問が理論に傾きすぎているように感じる。もっとも、新司法試験もこのような傾向で出す、ということであれば問題はない。

第2問も事例自体は実務ないし国際取引法に配慮したものになっているが、設問に関してはどのような解答を期待したものであるのか（実務的観点をどれほど入れて解答すべきか等）不明瞭に感じる。